

議 事 日 程

- 1 議案第36号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 2 議案第37号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第38号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第39号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第40号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第41号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第42号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第43号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 議案第44号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第45号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 認定第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第2号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第3号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第4号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 15 認定第5号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 16 認定第6号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 17 認定第7号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第8号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
（総括質疑）

本日の会議に付した事件

- 1 議案第36号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 2 議案第37号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第38号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第39号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第40号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第41号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第42号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第43号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 議案第44号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第45号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 認定第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第2号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第3号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第4号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 15 認定第5号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 16 認定第6号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

17 認定第7号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

18 認定第8号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

(総括質疑)

会議に出席した議員

1番	井川芳昭	2番	清原良典
3番	中島貞次	4番	上山隆弘
5番	服部千秋	6番	長谷川原司
7番	井村淳子	8番	中井政喜
9番	嶋澤達也	10番	花畑奈知子
11番	熊谷直行	12番	上田富夫
13番	村田興亞	14番	桜井公晴
15番	橋本恭子	16番	北川嘉明

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	山本修三	書記	木村和義
書記	藤井仁美		

説明のため出席した者の職氏名

町長	首藤正弘	副町長	八幡儀則
教育長	圓尾哲一	総務部長	佐々木正人
生活福祉部長	丸尾満	経済建設部長	富岡慎一
教育次長	塚原二良	財政課長	香田大然
監査委員	改發一郎		

(開議 午前10時00分)

議長(北川嘉明) 皆さんおはようございます。

平成19年第4回太子町議会定例会第3日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第36号 平成19年度  
兵庫県太子町一般会計補正予  
算(第1号)

議長(北川嘉明) 日程第1、議案第36号

平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算  
(第1号)を議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わってますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番清原良典議員。

清原良典議員 補正の13ページに計上されております食育実践校指定事業委託金、これに10万円が上げられとんですが、これの内容説明をお願いいたします。

議長(北川嘉明) 教育次長。

教育次長(塚原二良) ご質問にお答えをしたいと思います。

これにつきましては、県の方から県内で51校を指定されまして、太子町に1校なんですけども、それで食育の委託金事業でございまして、食育実践校の指定事業委託金という

ことで10万円計上をさせていただいております。

この事業内容につきましては、学校における食に関する取り組みを実践するということで、ただいま言いました太子町では石海小学校を予定をいたしております。内容的には、大学の教授、いわゆる専門の教授を講師に招聘しまして、学校の先生方に食育の指導のあり方についての講習、いわゆる研修を受けていただくということで考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

15番橋本恭子議員。

橋本恭子議員 2点お聞きします。

歳出の10ページ、民生費で2の項の民生福祉費、3の保育所運営費について聞きますが、障害児保育対策事業補助金追加ということで、県からは31万8,000円補助があり、町から47万8,000円補助金追加としておりますが、二葉保育園の施設改修によると説明がありました。これについて、何歳児が入り、障害程度はどの程度か、そして施設改修についての工事内容、それから県と町の補助の割合についてお聞きします。

それともう一点、歳出で11ページの農林水産業費、1の項目で農業費、3目で農業振興費、ページ5ページで、歳入で県から10万8,000円入り、町からも10万8,000円そのまま農産物直売所開設補助金として出しておりますが、これは夕市部会の方の直売所を開設するためのものかどうか、その2点について伺います。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

農業振興費の農産物直売所開設補助金の件でございますけれども、これは県からの補助金でございます。今先ほどご質問がありました太子夕市部会への小規模直売所整備事業の補助金でございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 障害児保育の対策事業のお尋ねでございましたが、当該園での受け入れの児童でございますが、4歳児でございます。上下肢に障害のある4歳児が入園をしたということに伴いまして施設整備を行っております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 15番橋本恭子議員。

橋本恭子議員 もう一点、部長、抜けておりましたが、施設改修内容とそれから県と町の補助の割合、お願いいたします。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 失礼しました。

工事内容はトイレの改修、それから保育室入り口の手すり並びにテラス段差部のスロープ部分の板取り付けといった工事内容でございます。それから県と町の率でございますけれども、補助率3分の2でございますので、県が3分の2、町が3分の1ということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

7番井村淳子議員。

井村淳子議員 先ほど清原議員が言われました13ページなんですけれども、教育費の小学校費の食育実践校の委託金ですけれども、あと聞きたいところが、あと期間です。どれぐらい、今年だけなのか、また何年かにわたっているのかをお聞きしたいと思います。

それと、その下の小学校国際理解推進モデルの事業のこととその下の環境体験事業の補助金、これについても内容説明をお願いいたします。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

この食育実践校の委託金のことでございますが、これは今年度のみということで、19年度だけのことでございます。

それと小学校国際推進モデル、これにつきましては太田小学校を対象に考えております。これも委託金で、県の方から55万円に対して事業費55万円で、そのまま55万円を太田小学校の方へ委託しまして、これは小学校における英語活動等の国際理解活動について、指導者の方法等の確立を図るためにモデル校として太田小学校が実践校で取り組むということで、小学校に対する英語等の事業をやっていくと。これは社会人の登用を行いまして実践するというところでございます。

それと環境体験事業補助金ですけども……済いません。この事業につきましては石海小学校で実施する予定でございまして、環境の体験ということで、農業とか河川とか里山とかいろいろとあるわけでございますが、太子町におきましては農業の体験、いわゆるその中でも大豆づくりの農業体験をしていこうというところでございます。

これは小学校の3年生を対象にいたしまして、自然に触れ、また体験をすることで命の大切さ等を学ぶ事業ということで、本年度は県下で全体の4分の1程度ということで、来年は2分の1、21年度で全校で実施するというふうな事業でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

7番井村淳子議員。

井村淳子議員 先ほども食育の方で聞きましたが、同じく小学校の国際理解推進モデルと環境体験補助事業の期間ですね、それをお聞きしたいのと。

それと、国際理解の推進モデルで社会人の登用をされるということでありましたが、これは太田小学校の何学年を対象に、どういう社会人の方を登用されるのかなあと思っています。普通、国際理解といいますと外国人の方も呼んでそういう事業もされるのかなあと思っていますけれども、どういう方を呼ばれて推進されるのか。

環境体験事業については大豆づくりという

ことでしたけれども、3年生が対象ということですので、これももう少し具体的に回答をお願いいたします。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 環境体験事業につきましては、ただいま言いました3年生、これにつきましては今答弁もさせていただきましたけれども、順次全体的に、21年度には全校でやるということでございます。

それと食育の実践校、これにつきましては19年度のみと。

それと、小学校の国際理解推進モデル事業につきましては、これも単年度ということで聞いております。これにつきましては、太田小学校で6年生を対象にということで、これは社会人といいましても学校の先生で、英語の先生で対応したいと現在考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 まず、15ページの総合公園管理費、管理指導員賃金追加と書いてありますけど、管理指導員って何ですか、これ。それで、この人の年間何ぼ払いよんですか、それをまずお尋ねします。

その次、給食センター費、これも112万5,000円で追加となっておりますが、私も当初予算をちょっと詳しくは調べておりませんが、2,650万円強だというふうに思っておりますが、これ4人分ですね。平均すれば650万円強になるはずですよ。どんな職員を置いとんのですか。まして112万5,000円、これ追加というたら相当な金額だと思いますけどね。それについて、人件費の明細及び一人頭平均幾ら賃金払ってるかと、賃金というより給料です。それについて追従する手当とかいろいろとあると思うんです。それで、一人頭合計幾ら払ってるかということを重ねてお尋ねします。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 給食センター費

の人件費の関係でございます。

まず、給食センター費としましては、4名現在正規の職員が置かれております。ただ、今回の補正につきましては、予算計上する場合は年度の見込みであって、職員異動というものを考慮しない中で当初予算を計上しております。今回は、職員が1名異動によりかわりました。その関係上、職員の本俸それぞれ違いますので、その差が出ております。

平均的には全体の、この中では目でしか出ておりませんので、平均的な数字は今のところ分かりません。ただ給食センター費、正職4名ということでございます。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） この管理指導員賃金の追加でございますが、19年度の全体を見越しての少し不足分ということで追加でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 管理指導員が何を仕事をさせとんですか。まずそれと、もう少し詳しく説明してください。

それから、給食センター費、職員異動ですけど、そのことは分かりますが、112万5,000円もの高い職員を送り込まなければいけないんだんですかということと言われます。それで給食センターのことでいろいろと今後は出てくるでしょう。高い高い人件費を使って、これで給食センターは十分にできるといふことと、そういう高い職員を置いて、それで十分に管理運営していけるという自信を持っての配置だと思えますけれど、もう少し少ないいうんかな、そんだけ高い人員配置をせなければいけなかったんでしょうか。112万5,000円というたら相当な金額です。月に割っても10万円ですよ。確かに当初予算との兼ね合いもあると思えますけれど、月に10万円というのは、高給な職員を配置しなければならない理由、それも重ねてお尋ねします。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 人件費の関係でございますが、この給食センターにつきましては、3月末で退職者が出ております。そのためにだれを持っていくかというのは、予算計上段階では想定をしております。だから、若いものの職員給料を当初に置かせていただいたということでございます。そして、給食センターの委託とか、改修とか、これから今後の計画がございますので、それに当たる係長級の職員を配置したということでございます。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 管理指導員賃金、仕事は何かということでございますが、会館の管理、いわゆる使用料徴収等の管理でございます。その、先ほど言いました嘱託員賃金でございますので、その差額を、金額的には月13万円少しだと思わんですけれども、その差額ということ、追加ということでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 管理指導員はどういう仕事をして、そんな管理するのに指導員要るんですか。管理人はどないなとんですか、ほったら。ほんなら二重だよな。そんな管理する人に対して指導員が要るんですか。その辺のことをもっと詳しく説明してください。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 管理指導ということのお話ですけども、いわゆる管理、そのの使用料の徴収、それと指導につきましては、これは陸上競技場ですので、競技大会があるということになれば、どういう施設、施設用品ですね、どういう施設用品が太子町にはあって、それで足りないものはどういうもんがあるかということで、その競技大会役員と打ち合わせ等々がございます。太子町においても全部そろっておりませんので、そこら辺の協議も必要ということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

4回目になりますので。

（嶋澤達也議員「いやいや、答えてないからよ」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午前10時18分）

（再開 午前10時18分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

11番熊谷直行議員。

熊谷直行議員 11番熊谷です。先ほど橋本議員の方から質問ありましたけれども、二葉保育園の補修について、これ説明がありましたけれども、こういう施設についての改善というのは順次やられておりますけど、たしか昨年龍田小学校、またその前太田小学校がやられてますけども、今全町で、こういう施設でこういう弱者の対策ができてる施設というのはどこどこなのか、これについて説明を求めます。

それからもう一点は、13ページ、教育振興費のところ、小中学校対外文化・運動競技等大会選手派遣補助金追加ということで70万円出されております。これ説明では、東中学校の生徒が、テニス部、水泳部が全国大会へ行くと聞いておりますけども、この戦績はどうなったのか。それと、それによって、いつも町民体育大会で表彰されておりますけども、今回について表彰はどのようにされるのか、その2点、まずお伺いします。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 私どもの所管をしております児童福祉施設関係でおきましては、整備をいたしましたのが今回の二葉保育園のみでございます。あと保育所につきましては3園ほどありますが、同様の工事は行ってまだありません。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 小中学校対外文化・運動競技等大会選手派遣補助金の件でございます。これにつきましては、全国大会に東中のテニス部、それと東中の水泳部ということでございます。テニスにつきましては宮城県の方で大会がございました。これは2回戦までということでございます。それと、東中の水泳につきましては岩手県でございます。結果は準決勝までということでございます。

これにつきまして、表彰関係でございますが、優秀な場合のみ表彰ということで、今回はできないのではないかとこのふうを考えます。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに。

熊谷直行議員。

熊谷直行議員 今、表彰できないという話がありましたけど、実は今年、ある小学生の方が空手の全国大会で優勝されました。実はこの方は、3年前に同じ全国大会に出て、参加して、成績は悪かったけれどもスポーツ振興賞というのをいただいたそうであります。しかし、今回優勝したにもかかわらず、何も表彰してもらえないというお話がありまして、この方は別として、この方というのは中学生です。今まで、参加して振興賞をもらって、今回優勝して何も無い。

実は、スポーツ表彰規則を見てみますと、ちょっと教育委員会へ聞いたら、1回だと。振興賞というのは1回しかもらえないということがあったんで、そう規約にはうたってません。ただ、慣例的にはそういうにやってるそうなんですけども。前回は参加して振興賞をいただいたと、今回優勝して何も無いというのは、これいかなもんかなということで、ちょっと教育委員会の見解をいただきたい。ただ、スポーツ振興賞が1回しか無理なのであれば、何か形を変えてでも、本人の励みにもなると思いますし、これについて見解を伺いたいと思います。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） おっしゃったような規定はございますんですけど、優勝という輝かしい成績なので、教育委員会として検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

11番熊谷直行議員。

熊谷直行議員 今検討と言われましたけども、間もなく10月に入ったらその表彰の体育大会がございます。できましたら、タイミングよくそれに間に合うような検討をお願いしたいと思います。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 仰せのとおり、間に合うように検討していきたい思います。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 町の選管に選挙妨害や嫌がらせを受けてきた上田でございます。

質問いたします。7ページ、財政調整基金の積み立てですけれども、予算を組んでからまだ4カ月余りしかたっていないですけれども、当初予算が530万円で、既に8,600万円も積み足すというのは、こんな金がどこから出てったんですかね、マジックみたいな金です。予算というのは、そもそも当初町民と町との、1年間はこういうふうにお金を使いますよという約束のはずなんです。それがわずか4カ月もせんうちにこれだけの大金が余ったから積み立てするというのは、余ったと言うと語弊がありますけれども、こういうところへ積み立てするというのはいかがなものかと思えます。この金の出どころ、それからなぜ当初からわずかこの間にこれだけ大きな狂いが生じたのかということについての説明を求めます。

それともう一点、11ページ、県営福井大池の公園整備事業費の負担金82万4,000円。これはここに補正で上がったのは82万

4,000円ですけれども、今までに使ってきたのは総計1億円です。あの福井大池というのはそもそも姫路市のもので、姫路市のしかも下の7カ村が水利権もあらゆる権利を全部持っておると。資産はたしか昔の大蔵省だったと思うんですけども、太子町には何の権利もないわけです、あそこは。で、あそこの池さらいをすると、埋まったから。池さらいするのは当然池の所有者、使用者の下の7カ村がやればええことであって、太子町がそれにかかわる必要はないということをさんざん言ってきたはずなんですけれども、1億円の金を使ったと、太子町が。その工事に絡んで、前助役の中井助役が逮捕されたというような不祥事まで起きとんです。

あそこの工事について、中に橋をつくって、通学路をつくるんやと言うて池の上に橋をつくった、あれ2,000万円ですわ。1日に何人通るんですかと言うたら、あそこの子供6人、原池の子供が6人学校へ行くのに2,000万円の橋をつくったと。あれぐるっと回って100メートルか200メートル遠いだけです。あの橋通ったさかいというて、たかだか100メートルか200メートル近道になるだけであって、それに2,000万円ですか。

さらに言っときますけれども、震災のときに避難する場所やと言うてあそこに広場をつくりましたわね、公園整備やというて。行かれましたか、できてから。あの橋通って、例えば震災のときに、地震のときに、あの橋通ってあんな池のどこまで避難する人がだれがあるんですか。周囲は空き地だらけでして、それをわざわざあの橋通って、荷物担いであんな池のどこまで避難すると思われませんか。無駄遣いも甚だしいですよ、あれは。その上にまだ、今年また82万4,000円を出すというのは、私は納得できない。説明を求めます。

それからもう一点、先ほどの学校の給食センターのことですけれども、給食センターを建てかえると、そして民間に委託すると。建物は町が建てて、事業は民間に委託するというのをもう文書で配付されておりますけれ

ども、議会は知らんのです、それを。だから、そら当局が勝手にこういうふうにするんやおっしゃってるの分かりませんが、一体議会は何のためにあるんですか、そうすると。当局が提案して、こういう予算を使ってこういうふうにやりたいと、議会にいかがですかと提案して、議会で審議して、よかろうと初めて初めて執行できるのと違うんですか。私はそうやと思うんです。でないと議会なんか要りませんよ。一体何のために議会があるんか分からんような行政やられたら困る、それは言っときます。

我々は、私はと言っときますわ。全部民間委託した場合と、それから今町がおっしゃるように委託した場合と、1食当たり幾らにつきますか。恐らくそういう計算はきちとされとると思うんです。だから、建てて民間委託した方がいいというそういう結論を出されとると思うんですけれども、そうでなしに、建物もすべて民間委託して、全部民間委託してやる場合と、どれくらいコストが違うんですか。詳しい答弁はよろしいから、1食でこれだけ違うと、だからこういうふうにするんやというふうな答弁をお願いします。

最後に、しつこうは言いませんけども、図書館なんです。図書館の人員費は減らしとるんですよ。それはまた異動や云々という話があると思うんですけど、ちょっと聞いておいてほしいんですけど、今から20年前、ちょうど

行政スパン、これから20年のことを考える思うたら20年前のことも一遍参考にしといてほしいんですけども、まだ太子町が人口が3万だった時分です。今は3万4,000です。そのときに図書館費が3,970万円、昭和61年、平成18年の決算では3,900万円ですから、ほぼ予算的には一緒なんです。ところが人員費は、昭和61年は1,767万円、平成18年は2,533万円、143%ですね、1.43倍上がるとるわけなんです。およそ1.5倍近い人員費が上がとるんです。これはちょっと上がり過ぎと違いますか。そのかわり、予算が一緒で人員費を増やしたもんやから、ほかのもんを全

部減らしとるんです。例えば旅費、昭和61年に26万円あった旅費が平成18年は4万円、1年間ね。需用費、これ電気代とか水道代とか、そういうもんです。需用費、昭和61年では716万円、平成18年では500万円。何が削ってあるかというたら、電気代、光熱費、むちゃくちゃ削ってあります。せやから、電気消しなさいということでしょうな。それで、さらにひどいのは図書購入費です。昭和61年度では図書購入費が870万円、大体人口割にしますと1人300円の予算です。住民1人当たり300円の図書購入費が図書館にあったわけなんです。ところが、平成18年度決算では700万円に減ってます。人口が3万4,000に増えてます。ていうことは、割ると1人当たり200円、3分の2になつとうということですよ、人口1人当たりにしたらね。

私びっくりしたのは、図書館で図書の費用を減らして、町長がおっしゃるとるのは、これから高齢化を迎えてますます図書館の利用者が多くなるし、それからちっさい本じゃあ読めんからもっと大きな本を買うとか、いろいろおっしゃってるんですけども、予算は減らして施策は増やすと、マジックみたいなことをおっしゃるとるんですけども、その辺がちょっと納得いかないの、図書館について私はいろいろ言いましたけど、簡単にでよろしいですからちょっと説明を求めます。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） まず、第1点目の7ページ、基金費でございます。節の積立金8,662万7,000円の追加でございますが、これは回答から先に申し上げますと、一般会計、その他墓園会計合わせまして普通会計の18年度決算剰余金実質収支額の2分の1以上を積み立てなさいという地方財政法の規定がございます。ですから、それに従って、一般会計1億6,751万4,026円と墓園会計573万8,010円の合計1億7,325万2,036円の2分の1以上を基金費に積み立てるということが約束事でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） それでは次に、県営福井大池公園事業負担金の件につきましてお答えいたします。

これにつきましては、提案説明でも申し上げましたように、福井大池の洪水吐、用水吐下流の水路改修が天満山から要望として出されております。これの追加によりまして今回追加補正をさせていただくと。その細かい内容につきましては、町の負担につきまして約21%ということで、これにつきましても天満山の要望を県の方が酌みまして対応していくというふうなことでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 給食センターの件でございます。文書配付がなされているというようなお話でございましたですけど、これにつきましては学校教育審議会、それといわゆる審議会関係、学校給食会等々でこういうふうに民間委託にしていく、また改築の計画もあるという、そういう審議会の中でお配りした資料は確かにございます。それ以外に、まだ今のところは一般、いわゆる保護者の方々にまだ配布はしてないというところがございます。

給食センターの建てかえの件でございますけども、コスト的にはどうかというお話でございましたわけですけども、今現在とりあえず考えておりますは、今後基本構想の中で検討はいたしていくわけでございますけども、調理、いわゆるあれは48年に共同調理センター方式でいっておりますので、それを考えて建てかえ、それから老朽化が進んでいったということで、建てかえをする時期に来ています。計画的には、平成21年度に建てかえをやっていこうという考え方のもとでございます。

それと、全部民間委託の場合の検討、1食当たりの給食費の検討ということでございますけども、これは給食費の考え方としましては、材料費をいわゆる給食費としていただく

ということでございますので、建屋の維持管理、職員の人件費等々については、給食費には反映いたしておりませんので。そういうことで、給食費自体にははね返ってこないということでございます。

図書館の図書の関係でございますけども、これにつきましては、財政なかなか厳しい状況の中で年々予算配当が少なくなっているというのは現状でございます。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 あんたは高い給料をもらうって、その程度の答弁しかできんのんかいな。図書館、予算配分しとりますというてふざけたことを言うたらいかん。そんなんやったら質問せえでも分かるとるよな、もう書類もろうただけで。何でこんなことになってん言うとなのや。

図書ね、870万円から700万円というたら170万円減とるだけですよ、だけ言うたらおかしいけども。この図書館費については物すごい、だけど170万円ほかに無駄遣いしてないか。今言うたやろう、福井大池、使わんでもええ金1億円使うとるやないかい。あんな橋見てこいよ、ほんなら。あれに2,000万円も使うとうやないかい。それで、何で図書館の費用を170万円も減らすんや言うとなのや、僕は。使い道が違うやないかい。税金を集めたら住民のためになるように使いなさいと、あの橋が何で住民のためになんねや。だから、税金は有効に使ってください言うんや。その答弁ができませんか。

それからもう一つ、給食で、給食費は材料費だけ、ふざけたことを言うたらいかんで、原価というたらそんなもんと違うで。原価は、人件費も建物の償却費も光熱費も、それから借り入れしとったら利子も、全部入れて経費やないですかいな。税金から払うんでしょう、どこが払うの、ほんなら建物は。だれかがどっかから寄附してくれんの、違うやろ

う。税金で建てるん違うんかな。その税金というのは我々が払うわけや。

余計なことを言わんでもええか分からんけど、ここに個人町民税所得割というのがここへ町から出てるけど、平成19年度の200万円以下の所得、66.2%です。200万円以下の所得、個人所得者の、分かります。1,000万円超えとる人は0.7%しかないんです。こん中で1,000万円超えとる人というたらあってやけど、0.7%しかおらんのですよ、太子町に。そんな厳しい財政難ですよ、今個人は。みんなそれで税金払うとんです。全部税金払うとんですよ。その税金を私は無駄遣いにすなと言うとんです。だから、こういうことは無駄ではありませんかというて聞いたら、無駄でないという堂々たる論陣を張ってください。本にこんなの書いてありまっしゃろう、いろんな、ほんなふざけた答弁ありますかいな。そら違いますよ。

図書館のコストにしても、給食費のコストにしても、食材は幾ら、人件費は幾ら、建物の償却は幾ら、借入金は幾ら、合計幾ら、1食どれくらいかかりますかというて出してくるのは当たり前でしょうが。民間に委託した場合にはこれやと、直営でやった場合にはこうやと、だから自分のとこでやった方が安うつくんやとおっしゃるんなら、そういうふうな説明をしてくださいよ。余りでたらめな答弁はやめてください。

議長（北川嘉明） 答弁。

教育長。

教育長（圓尾哲一） 給食費については、今次長が答えましたように、保護者の方から集めさせていただいてる分は食材の分だけでございます。それ以外の建屋だとか、設備なんかにつきましては、町の税金の方から、あるいは人件費につきましても町の税金の方から支払いをさせていただいております。その点につきまして、それも含めてという件につきましては、今次長は答えてないんで、子供たちの実際に集めてる給食費についてお答えしたんでそういう答えになったと思います。

それから、給食費については、学年によって、前に答弁申しましたように、幼稚園においては3,700円、小学校においては3,900円、中学校においては4,200円という給食費を現在の時点ではいただいております。

それから、図書館の図書費の少なくなったことについては、町全体の予算がここ5年ほどの間に10%とか15%だとかカットされる中において、全体的な中の一つとして、やはりそういう面においてもお互いに我慢せなきゃならんということで削らしました。ただし、人口が、おっしゃりましたように20年前に比べて4,000人も増えてる中で、非常に問題があるとは思いますが。

それで、お年寄り向けの本についても、ええぐあいに配慮してないやないかと、こういうようなご指摘がございましたんですけど、大きな活字の出版物については、その中で社会福祉法人の福祉会の方から年2回そういう本が発行されとります。そういう面において、そこから出てるもんにおいてはすべて購入いたしておりますし、それで現在で1,625冊そういう本を購入いたしております。中高年の関心の分野としては、年金や介護や、あるいは絵画や書道や陶芸等の、あるいは芸術だとか旅行だとか、そういうのに関心がありなんで、そういう図書の充実も現在図っております。また、健康問題の件でも、お年寄りが非常にご関心がありますので、そういう月刊誌、例えば「らいふ」だとか、あるいは中高年対象にした月刊誌で「いきいき」とかというのも購入し、そういう面の配慮はいたしております。全体的に費用が減りましたので、昔のように幅広く購入できてないのはおっしゃるとおりで、事実でございます。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午前10時49分）

（再開 午前10時49分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田富夫議員。

上田富夫議員 これ3遍しかないというのは不便なんやな。

ほれで議長な、議員にそういう発言やこう、そこ抜けとる、答弁抜けとったで言うて議長の方でおまえ整理するのが議長だろうがや。がっとして抜けとったさかいというて、もうあなたは質問回数はありませんでというような、どっち側に立って議長は采配を振るとんじやな。それおかしいん違うか。

自分は議員がどんだけの質問をしたかということをやっぱり踏まえた上で、あっ、まだ抜けとるよと、当局これも抜けとるやないかという調整してくれなあかんがな。ちょっと苦情を言うときますけども。

福井大池どない思う、せやけど。何であんなものに1億円払うたん。どうしたって納得できへんねや。ほで、今教育長が言うたように、経費節減で170万円、すべてに1割どないこないて。1億円と170万円とどないでんねや。めり張りつけるん結構ですわ。だからめり張りつけて土木やかきに銭使うけども、一般住民のサービスについては使わないとおっしゃるんなら、はっきりとそうおっしゃたよろしいです。

格好づけだけやね、町長、施政方針で町長がおっしゃっとることは、太子町にふさわしい、もうこれから地方の時代やから、太子町は太子町独自の考えで事業を進めるということをおっしゃっとんです。今、教育長の答弁聞いたら、何か学校日本何とかかんとかというてが決まるとるとかどないとかやな、まるでどこや知らんが指導しようようなことをおっしゃったけども、そんなん関係ないです。自分とこは自分とこでやったえん違いますか。だから、そのために自分とこがみずから資料を集めて、それで議会にこういことていかがですかという提案をしてくるのが、私は筋やと思うんです。よそがやりよるから、そんなこと関係ないですわ。よそはよ

そ、もうそんな時代と違います。

福井大池は重ねてお尋ねします。あれは、土地は国のもんなんです。水利権は下7カ村のもんなんです。太子町のどこの自治会がどんな権利持っとんですか、あそこに。あえて言えば、下に水があふれたときに水害が起こる可能性があるということはありません。しかし、池の管理はあくまでもやね、泥が流入してそれが埋まって、それをさらえるというのは池の管理者の責任です。そんなもんに太子町が手をかす必要あらへんのです。それに何でそんな金を出したんですか、それは僕はよく分からんの。何ば聞いても答弁ないでっしやないかいな。

ほいで、うじゃうじゃ言よったらこれで3遍でおしまいになるんです。また私は今度総括でまたやりますわ。とにかく最後聞きますから、明確に答弁願います。どれだけ皆が、今所得が減って、昭和61年度からどれだけ生活が苦しくなっとうかということを知りたいんでしょ。今言うたように、200万円以下が66%ですよ。1,000万円以上が0.7%、そら1,000万円以上の人はそらよろしいでしょう。しかし、200万円以上でも全部税金かけてますから、そんな税金が寄って太子町が成り立っとんでしょう。もっと金を大事に使いなさいよ、だから言うとんです。あなたの金やったら、まきなどどないなとあったらよろしいです。答弁求めます。

議長（北川嘉明） 上田議員、財調と給食センターと図書館、もうよろしいですか。

（上田富夫議員「はいはい」の声あり）

福井大池だけの答弁でよろしいですか。

（上田富夫議員「はい」の声あり）

経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） それでは、お答えいたします。

先ほどから言われてます福井大池の利活用といいますが、公園化事業、これにつきましては平成の1けた台に県、町、それと3自治会、鼓ヶ原、天満山、原池で福井大池の堤体

の工事とか、周りの環境の問題について協議を行っております。こうした中で、平成11年に公園化事業の実施設計を委託しております。また、13年にはその辺の地質調査とか、解析業務を行っております。そういったことから、当時どういうことがあったんかちょっと分かりませんが、当然住民合意の上でなされたものというふうに考えております。

そういった中で、国庫補助をいただいたり、姫路土地改良事務所に負担金を払ったり、ですからそういったすべて町の負担ではなしに、国庫補助をいただいたり、姫路土地改良事務所の方に負担金を払ったりというふうな事業でございます。

それと、太子町の権利でございますが、これはあくまで環境整備ということで、その中で公園化事業ということになっておりますので、堤防の方につきましては、本来的に水利権者が実施しており、その中のやはりこれまで水が要らなくなったような状況の中で、余り池の中が管理されてなかったといったようなことから、中の住環境の整備というふうなことで対応をいたしております。

以上です。

議長（北川嘉明） 上田議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 先に答弁もございましたんですが、1つは歳入と歳出に絡むことが、農産物の直売所開設ですけども、答弁は夕市部会などに小規模の店舗ってということで補助の追加だと、こういうことなんですけども、具体的に、どこをどないしてこういう夕市対応をしようとしたのか、その説明と。

それから、先ほども給食センターのこととの絡みで、先の本会議でも、私は給食センターのあり方について説明を求めたわけですが、先ほど来の答弁では、全く、弁当給食とここの給食とどうかというようなことも尋ねたのに、今では全く計算もせんと給食センターに係るものについては経費計算をしない。

給食そのものについてはどなたも否定をする人はないと思うんです。学校給食を行うことについては、これはもう何回も言いますけど。しかしながら、施設をつくって、そしていわゆる公設民営のような形をとる、あるいは直営をする、さらには一部委託をする、それぞれによって経費が違うということになります。それらのことについては、しっかりと押さえた上で今後のあり方を考えるというのは必要ではないかと言うておったにもかかわらず、今のようなメリットやデメリットも十分計算をしていない、それでは話にならないということになると思うんですが、その点説明を求めます。

それから、食育関係です。今も県費で委託金が出てきてるんですが、大学の先生に来てもらって今年だけ何を指導すんですか、ほんまに。定期的に、継続的にいろいろやって初めて食育っていうのが成り立つんだと思うんですが、継続させるためにやるんだと思うこと。

それから、これまでに食育がなされていなかったんかと。食育の関係で、ある意味では給食っていうのが存在する。そういうことが総括もなされんと、県が金を出すからそれはやりましょうと。これを取り組むに当たって、どれだけのまたお金を使うんかということになるんです。10万円の補助で、委託で何をするかっていうことになるんです。その辺もはっきりしとかなないといけない問題だと思いますので、再度お尋ねしておきたいと思います。

それから、今時の補正は、全体で一般会計ベースでは4,114万4,000円を減額をして、総額が83億1,209万5,000円と、こういうふうになっているんですけども、先ほどもありますように、追加されているのは、交付税の決定による交付税の追加1億5,000万円、それからそれらのお金が、実際財政調整積立金の繰入金の減額、お金がないということを盛んに言って、そして財政調整積立基金を取り崩してきたのが当初予算でありました。その取り

崩し分をやめて、今回3億4,228万7,000円繰入金を減額をすると、何でもこういうことが起こるんか、計画性も全くないと言っても過言ではないんじゃないですか。

このことは繰越金についても言えると思うんです。1億5,751万4,000円が繰り越されているんですが、そういうことも、当初には留保財源は幾らあるのかと、こういうふうに見つけたこともあります。その額を超えているのが今回の追加だと、こういうふうだと思うんですが、計画性、財政的な面の計画性と、先ほど図書館の購入費の関係でも、ここ数年経費のカットを義務づけてきた、そのために必要なものも買えない、こういうことの答弁がありましたけれども、そういうふうには削りに削って基金に積み立てたりすると、こういうようなことでは、本当に住民の血税を預かってそして仕事をする行政としては容認できるものではないと、このように思うんです。その点、説明を求めます。

それから、総務費関係の異動等による経費の増減なんです。1つは特別職の関係では収入役の給与の減と。しかしこれも、在任特例を使って任期中は雇用すると、そういうふうには言ってきたわけです。しかし、ご本人の退職ということによって違ってきただけで、実際の計画性ではありませんし、その点も計画行政としてはだめだと、このように思うんですが、その点いかがか。

それから、一方において国民健康保険に対する、これも保険料が税が高くて納めにくい人たちがたくさんいる中で、国保への繰出金は8,965万8,000円を減額をする。こういうふうに、厳しい厳しいとって一般会計から支出をする予定であったものまで減額をする。財政運営をするっていう点では、ここにも計画性も、また血税をどこに使うかっていう点でもはっきりとした姿勢が見られない。このように考えますが、その点説明を求めます。

それから、衛生費関係でエコロに対するものなんです。事業費、いわゆるごみ処理場が改修をされる、このときにも何でもそんだけ

かかるんやというて聞きましたけれども、結果として太子町の負担分が3,056万円っていうことで、もとえ、これらの負担が変わってきた、それはどういうことによって変わってきたのか、また、当初の予定との絡みで説明を求めます。

それから、公園事業の関係で、これは少ないですが、14年度から今日まで土地開発公社に用地を抱えさせていたのを買戻すということで、30万5,000円の追加があるわけですが、このことは当初との、どういうものをどう調達、いわゆる買って、今の価格と何ぼで買うてということがはっきりしないといけませんので、何ぼで買うて、当初、ほいで何ぼで土地開発公社が押さえたんかということになるわけですね。差額がこうなるととるだけでは理解しがたい問題がございますので、説明を求めます。

それだけまず、説明してください。

議長（北川嘉明） 携帯電話のお持ちの方で、電源が入っているようでしたら電源を切ってくださいようお願いいたします。

答弁。

経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） それでは、農産物直売所開設補助金の件でございますけれども、これにつきましては、地産地消という観点から、農産物の直売所という形で今回県の方からの補助金でございます。場所につきましては、サンパークの南の駐車場の西の端ここに現在設置されております。また、開設されております。それで、夕市部会といえますのは、現在23名の方がつくられて出されているといったというふうな状況でございます。

それともう一点、総合公園の公有財産購入費の件のご質問でございますけれども、これにつきましては、平成14年度に公社が買収いたしております。このときの単価が平方メートル当たり9万5,500円、それで当初予算に去年までの差額分、この中身につきましては国庫補助になりますので鑑定等土地の評価をきちっとしなければなりません。そういったこ

とから、18年度の単価が2万400円安くなっております。ですから、9万5,500円から2万400円安くなっております。

18年度が7万5,100円、19年度が7万3,000円、その差額ですけれども、当初予算には18年度の予算でもって計上しておりますので、今回の追加につきましては18年度と19年度の差額2,100円、平米当たり2,100円の差の分で計上追加いたしております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 食育実践校の関係でございます。これは単年度の事業でございます。県の方から10万円の委託金が来ます。10万円でもって事業をやるということでございます。ですから、補助率は10分の10の100%県委託金ということでございます。先ほどでも質問でもございましたんですけども、これにつきましては大学の教授を講師に招聘しまして、学校の先生方に食育の指導をしていこうと、勉強会、いわゆる研修会をして、講習によって指導者になっていただくというような、指導者の資質の向上ということでございます。

それと、給食センターの件でございます。これにつきまして、まず一般質問でもございましたんですけども、昭和48年に共同調理センター方式でということで現在に至って35年が経過いたしております。施設、設備の老朽化等々ございまして、建てかえの時期が来るとということで、平成21年度に実施計画に上げています。

現状につきまして、それと民間委託の件でございますけれども、これにつきましては平成8年の事務事業の見直しということで、全体の町が行っている事務事業の中で、民間委託にできるものは民間委託に移行していこうという考えのもとで積極的に委託に進めていくという方針のもと、給食センターにおきましても、調理員は、平成10年から退職者が出て正規の職員の補充は全然行わず、嘱託職員またパート職員で対応しているということ

ございまして、現状は正規の調理員が、男性ですけれども2名と、あとはパート対応19名というような体制でございます。

ですから、本来21年度の改築とあわせて、調理の民間委託ということで考えておったわけですけれども、途中退職等々ございましたので、20年度から民間委託の方向へ移っていこうということでございます。したがって、改築後も調理については民間委託の方向へということで考えております。

ですから、それとデリバリー方式、単独方式とかあるわけでございますけれども、これは先ほど言いました共同調理センターで、太子町の場合面積的にも狭所ですので、十分その方法が一番効率的だろうという考えのもとであります。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 私どもの方へは2点のご質問だったかと思えます。

1点目は国保税の関係で、国保特会からの減額ということでございましたが、桜井議員さんの方からこれも計画性がなかったのではないかというお尋ねでございました。

ご承知のとおり、この18年度当初におきまして料率改正を行ったわけでございますが、その際にもご説明を申し上げておりますとおり、本来この医療保険につきましては、その医療給付、介護納付金も含めましての医療給付に見合った保険料の設定というのがこの保険制度の基本でございますので、それに照らし合わせますと、平成12年度以降料率改正を行うことなく17年度まで来ておったと。内容を見ますと、やはり医療費に追いつかないと、保険料が追いつかないという内容でございましたので、毎年度一般会計からの繰り入れで何とかしのいできたということでした。

18年度に当たりまして、当然介護納付金が、介護の保険料がこの18年から第3期の見直しということで大幅に増額をいたしました。全国的にも倍、約2倍といった、創設当

初の2倍といったような上がり方をいたしておりましたので、それらも含めまして、非常に医療給付費が上がるといったところで、それに見合う保険料ということで設定をさせていただいたところでございます。

実際に18年度経理をいたしますと、結果、差し引き1億円何がしの黒字ということでございましたんですが、やはり税率の見直しの増収の部分と、それから当時予測をしました医療給付費の想定までの伸びがなかったといったプラスとマイナスの2つの面でもってこれだけの剰余という形となったわけですが、そこで計画性云々の話になってまいりますと非常に私の口からは申し上げにくい部分がございます。非常に医療費の見込みを立てるといったことにつきましては、大変難しゅうございますので、答弁につきましてははっきりとした答弁にはなりませんけれども、それでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、2点目がグリーンセンターエコ口の今回の補正でございますが、補正の要因と申しますか、原因といたしましては、当初予算ではまだ国庫補助の行方というのがはっきりをいたしておりませんでした。ところが、この平成19年5月になりまして、国の方から国庫の補助の決定内定ということがございましたので、国庫補助が入ってくる分、その分私どものも一般持ち出しが減るということで、その対象分が今回上げさせていただいております3,000万円余りということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） まず、今時補正に係る大きな金額で、財政調整基金繰入金の減額3億4,228万7,000円でございますが、全般的に歳入に係るもの、それから歳出に係るもの、それぞれ入り組みがございますので、順次私の方からご説明を申し上げます。

まず第1点、補正第1号に係る歳入の主なものを申し上げますと、普通交付税の増1億

5,174万2,000円、それから繰越金の増1億5,751万4,000円、これは平成18年度の一般会計の実質収支額が1億6,751万4,000円であったことによるものでございます。それが今時補正歳入の大きな2点でございます。

あとは入に係る減要因で大きなものは、地方特例交付金の減額2,447万3,000円がございます。そのほか小さなでこぼこはプラス・マイナスはあるわけですが、この補正予算に係る歳入の合計は3億114万3,000円でございます。

片や歳出の主なものを申し上げますと、全般的に上がっております人件費の減が793万円、それから先ほど丸尾部長が申しました国保繰り出しの件でございますが、8,895万1,000円の減、それから老健繰出金の減が3,270万7,000円、それから揖龍保健衛生事務組合負担金の減、これも先ほどご説明がありましたんですが、3,059万2,000円、それから下水道、前処理特会の繰出金の件が2,312万4,000円で、これが減の要因でございます。

あと、歳出に係る増の要因を申しますと、介護特会の繰出金の増で2,325万6,000円、それから障害者福祉費関係の増で1,160万5,000円、街路龍野線負担金の増で1,305万円、あとは基金積立金の増となります。そのほかプラス・マイナスあるわけですが、けれども、この補正予算に係る歳出の合計は、減の4,114万4,000円でございます。

したがって、歳入歳出の増減を合わせますと歳入が歳出を上回り、3億4,228万7,000円となりまして、その額を財政調整基金でもって調整することとなるということでございます。ですから、文字どおり財政調整基金というのは財源調整ということでございます。

それから、もう一つの大きな柱でございますが、普通交付税の関係でございますが、ご承知のように普通交付税は国で14兆円、15兆円というふうな非常に大きな数字の中から、太子町の普通交付税の額を約4カ月間ぐらいかけて求めるわけです。ですから非常に、正直に

申し上げまして、見込みが難しいのはこれ事実でございます。では、順番にご説明を申し上げます。

まず、基準財政収入額では、個人町民税所得割の伸びが3億7,659万4,000円、それから町たばこ税の減が1億398万円、所得譲与税が税源移譲の関係で皆減して、減の2億5,108万3,000円が大きな変動要因となっております。その結果、基準財政収入額の合計は37億427万8,000円となっております。これは当初と比較しまして4,682万1,000円の減となっております。

それから次に、基準財政需要額では、昨年度との相違点は、ご承知のように新型交付税制度の導入が図られております。内容は経常経費につきましてはそう影響はないんですが、投資的経費においては、個別にやった算定項目が包括的算定経費、いわゆる人口と面積といったものに置きかえられております。その結果、基準財政需要額の合計額は49億9,456万2,000円となっております。

そこで一たん交付税は確定するわけですが、その後国全体を見まして調整率というのが働いてまいります。調整率は0.001710240といったような数字が働くために、平成19年度普通交付税の確定額は12億8,174万2,000円となったわけでございます。したがって、交付税の補正額が1億5,174万2,000円となっております。

それから、ここで申し上げておきたいことは、計画性がないとかということをおっしゃいましたですが、今時のこの9月補正は、それぞれの特会の決算にかかわる補正も関係してまいります。当然、年度予算を執行する段階において、プラスの要因、またマイナスの要因、いろいろ働くわけでございますけども、そういった結果がこの9月の一般会計の補正予算に反映されているということを申し上げておきたいと思っております。

それから、私ども財政課といたしましては、財調はですね、これ増えるのは非常に喜ばしいことでもあります。今非常に厳しい財政

状況の中、財政調整基金しっかり積み立てて耐力を蓄えるというのは、これ私どもの基本姿勢でございます。ですから、財政調整基金はちょっとへこんでおりますですけども、何とかこういう状況が続けば、少しはどんどんどんどん減らすばかりではなしに、体力を蓄えるといったような状況に少しでも好転していけるようにするのが私ども財政課の努めだというふうに思っております。もちろん不要不急の施策については、これは削らざるを得ないということは当然でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 地方交付税等の問題は、今の計算で私も具体的にはどんな計算でどううちゅうのは難しいことなんですが、そういう見通しの問題は国家の関係がございます。しかし、もともと18年度を財政が、先ほど教育長が答えたとおりだと思っております。厳しい厳しいという実際は財調もこだけ崩すんやと、19年度も一緒です。今の補正ですから、19年度、財調を崩さないと言いが組めない、だから財政は厳しいんやと言いながら、結局今年度で、いろいろ出入りがあるものを調整して3億2,400万円の財政調整基金の繰入金から繰り出すことを減じた、マイナスしたわけですからね、繰り入れないということになったと。それと、実際には、昨年度いろいろ一般会計を運営して1億5,700万円の繰越金が出たもの、そういうものが増えてきているわけですから。その中で、今年度のこの今時補正では、繰越金の関係の2分の1を積むんやというて8,600万円を積むと、こういうことについては、制度的にこうやりますということについてとやかく言ってるわけじゃないですが、財調は崩すと言いながら、結局こうふうに戻してくるような形で、住民に必要なサービスを削減をする、こういうことが行われているから言ってるんです。当初から、厳しいということを書いてないんなら

んですけど、厳しいというて切っとして、そして財調もこだけ崩さなんだから予算できまえんねやと言うといて、今日の段階でこういうことになってるやないかと、こういうことを言ってるんですよ。だから、これは本当に住民に対して説明ができていく。

それから、民生費の関係で、国民健康保険に対する繰出金についても同じです。税金を引き上げる、こういうことによって一般会計からの繰出金が予定されておったものなんですけど、19年度ですよ、おったものなんですけども、結局これも繰り出さないで一般会計からの助成を削減する。そういうことについては、税金を納めにくい方々のことを含めて、いろいろ上乘せをしたり、また横出しをしたりして住民に、納めにくい方々に対応をしないと　きのう、おとついとNHKなんかのドキュメントでも、大阪の守口のことやとか、後期高齢者の関係などで、本当にもう暮らしがきつくなって国民健康保険税が納められへんのやと、こういうようなことのドキュメントでやっておりましたのをごらんになったと思うんですけども。そういうことに対する措置を講じていくこと、その方が大事なんだと思うんです。こういうふうには減額をしていくんじゃないしに、予定したものは予定したもとして繰り出して、そしてそれに基づいた取り組みを行うということが大事だと、こういうふうには言ってるんですけども、その点について再度説明を求めます。

それから、食育の関係では、先生に教えてどないする、今までどないしよったんじゃ。大学の先生に10万円の事業で、石海小学校で何をして、どうないしよとんとんやと言うとんよ、私は、何をすんや、ほんまに。今までどないしよったんやということを言よう。ほいで、そういう人が教えよったんかと言うとんですよ。教えてもらわなあかん人が食育をやったんか言よん。それじゃおかしいし、10万円で何ができるんやと、これこそ無駄遣いと違いますか。県の金があるというて、県も厳しい厳しい言うとんですよ、何

が必要なんですか、今給食について。それないんですか。県が言うさかいせなしょうがないんや、石海小学校でやるんやと、そんなことですか。今まで何しとんですか、先生は。それをはっきりせないといけませんよ。10万円やからえんじゃないんや、県から委託料が出とうからというんじゃないんよ。もっとしっかりとした形をとっておかないといけませんということと。

それから、給食センター、こんなことを私は聞いてるんじゃないんです。前にも一般質問でも言いましたように、デリバリー方式の問題は弁当給食なんです。注文をとって給食をする、だから給食はやめない。ただそれは、私は釜石の例を引いて360円です言うたときに、先ほど上田議員に答弁があったように、食材費だけのこの答弁をされましたわな。比較にならんのですよ。360円対200円とか、そういうふうな答弁されたんですよ、こないだは。そら食材費だけだったらそうなります。しかし、そのときに私言いました。そういう経費のかかる部分で町もお金を出してるわけですから、施設費から、先ほどもありますように光熱水費から人件費から、そういうものを計算をして、差額を助成することによってはもっと違ってきますよと言いましたよ。だから、最近ではそんなデリバリー方式というのが考えられてきていると。そういう面で、給食はやるけれども　病院給食のことも言いましたわね。病院給食はかなり今もう外注委託が多くなっていると。そういう中で、本当に必要な給食を行うということになりますと、1食当たり何ぼかかるということになるんです、どうしても。そしたら、1食当たり何ぼかかるというのは、デリバリーで何ぼかかると、幼・小・中分けてもよろしい、それぞれ、で何ぼかかるんやと。ほで、施設で直営にした場合は何ぼかかるんやと、それから業務のみを、施設は町がつくって施設を貸して民営したときに実際何ぼかかるんや、それらを収支して、実際給食費は何ぼ必要なんやと。しかし町は、外注する場合なん

かだったら施設費も人件費も要らなくなるわけですから、その分は補助をしてもええわけですわ。そこらを整理をしないといけないんです。そして初めて比較対照、全体に比較対照してメリット、デメリットを計算していく、見ていく、そういうことがなかったら今まで何を、何回も昨年度から私どもはメリット、デメリットをしっかりと整理をして給食を維持していく、そのあり方を言ってきたことについて町は何もしてこなかったと、こういうことになるんですけど、その点どう説明しますか。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 先ほどご指摘がありました、予算のときは厳しい厳しいとっておきながらまた繰り戻してるというご趣旨のご発言なんです、予算は、ご承知のとおり私ども提案するときに、見込み得るものは限りなく近い数字で見込んでおります。こらもうそのとおりでございます。

そして、この補正事項につきましては、先ほど申しましたように、普交が約1億5,000万円、それから繰越金の増が1億5,000万円です。

これ考えてみてください。足したら3億円超えますわ。そうすると、先ほど申しました3億4,282万7,000円の繰越金が逆に繰り戻せなくなる。ということは、当初予算どおり4億5,000万円繰り入れなきゃならないってことです。ただこれは、先ほども申しましたように、繰越金額、結果論でありますからこういう数字も出てくるわけです。そうすると、今8億円ほどしかない財調が、当初予算どおり4億5,300万円食ってしまえば、来年の当初予算は残りもう残は4億円しかないわけです。ですから、日ごろの節約はもちろん大事ですけれども、こういった繰越金を財調の方に繰り戻す、それからそれぞれの普通交付税の増とか、そういったものを私どもが精査をして、こういう補正内容になっておるわけでございます。

ですから、申し上げたいことは、財調を積

むのは悪くないということをご理解願いたい。こらもう当然積んでいかなきゃならんと、体力を蓄えると、これ私の一番大事な仕事でございますから、その点誤解のないようにお願いしときます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 国民健康保険への再度のお尋ねでございました。テレビ等も私も見たわけでございますが、この健康保険の基本につきましては、先の答弁で申し上げましたとおりでございます、今問題となっておりますような点につきましても、私どもは当然、組み立てが公費の部分と保険料で成り立っている保険でございますので、公費部分につきましては国の方に陳情、要請をかけておりますし、当然その中で、今桜井議員さんご指摘の部分の件につきましては、やはり軽減、現在も軽減が制度的にございますが、軽減の範囲、それから窓口の上限額、それぞれの上限がございますが、その当たりにつきまして、やはり国に対して要請を申し上げておるといところでございます。そら一般会計で繰り入れたらいいではないかというご指摘だったかと思うんですが、やはり制度を堅持していく上ではやはり基本にのっとり、やはり考えられる問題が出てくれば、その構成の部分でもって我々は精いっぱい国に対して要請をするというところでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 食育指導についてお答えします。昨年度学校給食法が改正されて、学校で今までやってたのは栄養士と一般職員の給食指導でした。それを、例えば最近の問題としてはアレルギーの問題も出てきますし、それから生活習慣病を小学校でも持った子がたくさん出てきます。それから、0157を初めいろんなそういう衛生面についても先生方は素人なんで、そういう面でも、例えば今挙げたんですけど、指導を深めてより子供に安全な給食をしていこうというのが県の

趣旨でございます。そういう面で、そういう問題について学校の一般の先生に指導、お話があると私は聞いております。

以上です。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 給食センターの関係でございます。繰り返すようになるわけでございますけども、これはやはり48年に各学校にあったものを共同調理センター方式ということで給食センターができて、そこから35年がたって次にどうするかという話になるわけでございますけども、当然一般的には給食センター方式でいこうというふうに町の方では考えておるわけでございます。というのは、各学校にもそういう施設面があるか、また購入できるかとか、いろんな問題がもちろん起きてきます。効率的に考えれば、今の方法が一番いいだろうということになるだろうというふうに考えます。

それと、いわゆる調理関係、運営はどうかというお話でございます。今までは町の職員、最初のころでしたら全部町の職員が調理もして、管理もしておったわけでございますけども、先ほど言いましたように状況が変わったということで、正規の職員も少なくなり、パート対応という状況になってきております。ですから、運営について、これは調理について今から正規の職員を採用してというわけにもいきませんので、普通はそこから委託にしていこうというのが、これは平成8年の事務事業の見直しでそういう方向づけをして、いわゆる調理の正規の職員は採用しないという方向づけできておりますので、これは当然そういう方向で、新しく建築されてもそういう意向になるということでございます。

単価的なお話も出ましたんですけども、いわゆる職員全体的な費用を給食費1人あたりに割ってみますと、大体今の給食費の倍ぐらいにはなるということでございます。現状でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 次回のときまでよう調

べといて。

ほかに質疑はありませんか。

次回のときによく答弁するように。もう一回残ってある。

（桜井公晴議員「きょうは置いときま  
す」の声あり）

うん。だから、次回のときにちゃんと答弁するよう。

（桜井公晴議員「今の答弁ぐらいきち  
っとせえよ言よん。今のなんか聞いて  
っても、ええ答弁か」の声あり）

答弁ですので、次回のときに……

（桜井公晴議員「デリバリー方式と比  
較してみいよ」の声あり）

教育長、デリバリーとかの部分については答弁いかがですか。

（桜井公晴議員「給食はやるとい  
ことを言うたんやけど、だけど単価は差  
が出る。その分何も自分とこでやらな  
くても全面的に外注をすることもあ  
ると。これが支障があるかどうかとい  
ことになるんやでという言うとな  
や。せやから、それらを比較せなあ  
かんがな」の声あり）

そういう答弁、いんですか。

副町長。

副町長（八幡儀則） 桜井議員ご質問のデリバリー方式と、例えば町としては、先ほど教育次長から申し上げましたとおり、建てかえて給食センターとしてやりたいという町の姿勢の中でございますが、例えばデリバリー方式ということになれば、完全な私単価を把握しておりませんが、姫路市の例をとりますと約500円から600円というふうに聞いておりますので、仮に600円とした場合、今現在太子町の場合は、先ほども出ましたように月4,000円前後ですので20日として200円、200円になるか、もう少し高いかもしれませんが、例えば250円ということになれば、600円の単価から250円、今現在それは給食費としていただいておりますので、350円というものを町が負担しなければならぬ状況になり

ます。そうすると、350円掛ける、現在単純に計算して4,000食として180日としますと、約2億5,200万円という金額が生じます。ほんで、この一般会計の決算見ていただいておりますのでご案内かと思えますけど、給食センターのランニングコストとして約8,800万円、高く見て1億円と、計算しやすいようにしますと1億円です。ということは、1億5,200万円というものを建てる以外で、平準化はします、建てる時にはいつときお金要りますが、2億5,200万円から1億円引いた1億5,000万円余り、5年で7億5,000万円ということになれば、今度建てる給食センターそのものが7億円かかるんか10億円かかるんか私分かりませんが、約5年から10年で十分償還できるということからいえば、建てかえて民間委託とするのがいいのではないかとというのが現在考えているところでございます。

(桜井公晴議員「何ぼで計算してるんですか」の声あり)

議長(北川嘉明) 続けてください。

副町長(八幡儀則) これについては、まだ金額的には完全に把握いたして.....

(桜井公晴議員「今のそんなん出されへんやんか、どのぐらい考えとってんです」の声あり)

だからその金額についてはまだ、競争である程度見積もった中での話でございまして、それについてははっきり金額について申し上げられるときではないというふうに判断いたしております。

(桜井公晴議員「それやったら比較にならへんわ」の声あり)

議長(北川嘉明) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第2 議案第37号 平成19年度  
兵庫県太子町国民健康保険特別  
会計補正予算(第1号)

議長(北川嘉明) 日程第2、議案第37号  
平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会  
計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番清原良典議員。

清原良典議員 先ほどの質疑と相当かぶるところがあるんですけども、私も用意したる以上質問をさせてもらいます。

補正予算の3ページ、5ページに計上されております金額についてお尋ねをいたします。前年度よりの大幅な改正によって税金を上げている実情の中で、繰入金を9,351万6,000円減らして、当初1,000円であった繰越金が1億1,544万7,000円になっている。そして、基金積み立てに1,707万5,000円回している、なぜなのか。国保支援のために置いた繰入金ではないのですか。おまけに、どうして繰越金がこれだけ出てくるのか。預貯金をするがために税金を上げたのではないと思うのですが、またそもそも基金に回すがために上げたのではないのですか、お尋ねします。

ついでに、保険の特別会計の補正ですので、介護についても同様にちょっとお尋ねをします。

今の国保の質疑と同様に、繰越金をもともと.....。

議長(北川嘉明) ちょっと待って、清原議員、介護の特別会計の質疑ですか。

清原良典議員 後にしましょうか。

議長(北川嘉明) いや、介護は次ありますから、そのときにしてください。

清原良典議員 はい。

以上です。

議長(北川嘉明) 生活福祉部長。

生活福祉部長(丸尾 満) 前年度の剰余についてのお尋ねであったかと思えます。18年度決算を受けましての今回の繰入金の減額、それから繰越金といった補正が上がってきておりますが、当然18年度一般会計からの

繰り入れがございまして、最終的には5,000万円の繰り入れという結果になっておりますが、その後プラスになった部分につきまして、今回補正で確定をしたということで上がってきております。

一言で申しますと、その要因というのは先ほど申し上げましたように、当然保険料として上がった部分、それから保険給付費、医療費ですね、これの見通しのギャップがございましたということに尽きるわけでございますが、従来保険給付を見ても、毎年度やはり1億何千万円ないしは2億何千万円の伸びできておりましたが、17年度から18年度を比較しますと約2,000万円ということで、非常に抑制がかかったという部分がございます。それらの予測ができなかったということになるわけでございますけれども、その要因でもって剰余が生じたのが18年度でございます。その繰り越した部分の割り振りについては、今回の補正の内容それぞれになってきておるとことでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今の国民健康保険については、先ほども清原議員の質疑で言っているとおり、本当に税を引き上げた結果であり、また補正予算でも繰り入れる予定していたものも一般会計で言ったとおりなんですけど、減額をして8,895万1,000円を減額をすると、こういうような形の中で帳じりは合わさっているんですけど、先ほど部長が説明しておりますように、国民健康保険は税金と国庫と、それから各保険からの療養給付費交付金、こういうものが基本的な財源となるわけです。そら当たり前のことなんですけども、その中で一般会計も一定の助成をすると、こういうことでやってきたのが経過です。そして、赤字になったら一般会計としては黙っておりますし、助成はするんやというのはこの町でやってきたことなんです。しかし、もうあらかじめ

赤字にならんような税金を取り立てていたら、設定をしておりますとこういうことに結果としてなってしまう。そのために、今まで預貯金も取り崩してきとったんですが、今度は台帳に積み立てると、こういうような形になってきているのが今回だと思うんです。

それらのものは、私はもう本当に厳しい中ですから、税の設定がきついと、お返しをした方がええと。暮らしが一番厳しいんですから、もう割り戻せというような要求も当然ありますから、納得がいかにことになりますよということのをこれまでも言ってきておるんですけども。そういうことこそ、暮らしを支える町政やと私は思うんですが、その点はどうですか。積み立てるために上げた、あるいは一般会計からの繰り出しを押さえるために上げたというふうになるわけです。

ほで、国に対して要求をしとるというものの、ご案内のとおり国庫がどんどん減らされてきたのは、今さら言うまでもありませんけれども、当初は1984年に45%だったものが今は30%強です。そこまで国庫が減ってきとうから、大変なことは事実なんですわ。しかし、それを戻さないと、いわゆるセーフティーネットって言われるように、国民皆保険の中での取り組みとしては、だんだんだんだん金のない者は死ねと、こういうふうになってきとる、それがこないだ、先ほど言いましたように守口の例とかということで、国保の具体的な最近の危機についてドキュメントがやられるようなものです。だから、もうかかれへんと。それで、市に相談する、ここも一緒ですけど、相談しますと、7,000円ほど分納してもらっておいおい納めてもうたらええと、そうなりますと短期証で対応してもらわな困るんやと、3カ月のね。そういうようなことで、本当にそれを持っていくということは、医療機関に行きにくい、今までその人は53万円納めとる人がそないなってもうとんです。53万円というのは最高ですからね、今国保の税金課料は。最高納めよった人が今はそんなにしんどうなると。だから、相談に

行ったらもう短期証しか交付できません、こんなことを言われてくるような今のあり方。

ほやから、国に言ってるんなら、国に当然の改善を求めることとあわせて、困られる人に対して一定の措置をする。皮革前処理場に1億数千万円ずうっと出しとることから考えたら大したことないんですよ、住民のために。そういうことが施策やと思うんですが、いかがですか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 基金に積み立てをするために料率改正をやったと言われるような部分が今あったかと思うんですが、当然本来この会計も基金は保有をすべきでありまして、私もぜひ保有をしたいんですが、現下の保有額を見ますと二十六、七万円だったと思います。なきに等しいという状況でございます。各保険者、県下を見ましても、やはり基金を保有をいたしておりまして、予測のできない部分に対応するという、そういった安全策をとっておるところでございます。

ですから、今回19年度この補正でもって積み立てをする形にはなっておりますが、本来ですとやはり基金というのは保有をしてしておきたい、すべきであるという考え方を持っておりますので、この18年度の料率改正のときには、基金を目的といったただ一つの目的ではございません。繰り返すようでございますけれども、医療給付に見合った負担ということでの料率改正でございました。

それから、施策として考えるべきというお尋ねでございます。なるほど考えなければならぬ部分かとも思うんですが、やはり基本原則に沿ったといいますか、そういった形の中での検討をしておるわけでございまして、桜井議員さん言われましたように、国庫の負担っていうのは非常に落ちてきておりまして、これは非常に大きな問題でもございます。太子町に限らず、いずれの保険者も同様かと思うんですが、やはりこの部分については、もう国に対してお願いをするしかないと

いうことでございます。

一部困っておられる方への施策をというお尋ねでございますけれども、今桜井議員さんから言われましたそういった分割納付とかといったような方法、それで保険料へのはね返りといいますか、その部分の施策につきましては、やはり減免といったようなところが考えられるんですが、なかなか難しゅうございまして、本来のやはり軽減の部分、あるいは上限額の部分でもって処置をするというのが適切というふうを考えておるわけでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 それぞれの特別会計は独立してやるべきやというふうにおっしゃいますけれども、私もそのとおりやと思います。ですが、国民健康保険については、私は余裕があったら積むということも一つですけれども、その場合には条件があると思うんです。きちっとそれを管理して使ってくれるんかという心配があるんです。金ちゅうのは余ると今までの例であれやけど、基金に積むとろくなことに使わへんねん。だから、そういうことからいうと返してもえんやね、余れば。

もし、ほんなら足らなんだらどないなるんやという話がありますけれども、足らなんだら一般会計から繰り入れたらえんです。今までずっとやってますやん。例えば、皮革前処理場、あれ6社ぐらいしか使ってないけども、毎年2億円余り、最近ちょっと減りましたけども、一般会計から繰り入れたでしょう。下水道会計、6億円、7億円ずっと一般会計から繰り入れていったやん。だから、あなた方が言いよんのは、国保については物すごい厳しいことを言うのや。だけど、下水とかあいうとこへはどんどこ入れるんやね、どっちも特別会計です。だから、その辺の考え方は私はもったきちとせないかんのと違うか思うんやけども。国保に対してはちょっ

と厳し過ぎますよ、そう思いませんか。

だから、余ったもんは、僕は極端な話、払ったらどうやとは言いたいんですけども、いかがですか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 保険事業は、今上田議員さんの方から余れば返せということになるんですが、単年度18年度で剰余金としてきますと、当然それは保険給付に充てるべきものでございますので、次年度、次の年度の保険料率にそれをプラス要因として含めての計算をするというのが保険会計の仕組みでございます。したがって、配当金的に分配というようなことはなじみません。次の料率に、そこへ含めるということが保険会計でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 いや、そら私がちょっと変なことを言うとんのは、自分でもよう分かつとんです。そら変なことを言うとんです。だけど、それぐらいな考えで運営したらどうですか言うとんねや。でないと、特別会計はもうその会計でやらないかんのやというてずっと言うのに、その割に、その割にやないねや、言っていながら、下水とか前処理場にやったらどんどん出していくんや、それがおかしいっちゅんや。やるんならみんな平等にやったらどうですか言うとんねん。

人間というたらそういうもんでしょう。何も物が足らんで腹立つという人は余りないねや。戦後、私も戦中派ですから終戦のときに物なかったんや、食べるもんなかったんや。しかし、だれも余り腹立ててなかったんや。今物余りで、ほんまにそこらに食べ物がほかしてあるような世の中でもみんな不平、不満いっぱい言うてまんねん。何でかというたら、不公平があるからや。だから、公平にやるということが僕は原則やと思うんです。

だから、特別会計でやるんなら全部特別会

計は原則でやりゃええわけです。ということ言うてます。こら、私の基本的な物の考え方を言うてますんで、間違うとりましたら指摘していただきたいと思います。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） お答えします。おっしゃってることは十分承知します。しかしながら、先ほど来いろいろと一般会計でも議論がなされておりますように、私自身は今そういう時期ではないと。いみじくも今、すべての特会にも援助をしていけと、繰り出しをしていけということでございますが、私はそれぞれの設立当初からの経緯経過もございましょう。また、国の法的な措置もございましょう。そうした中で、たまたま国保につきましては、税改正をさせていただいた年にこうした大きな余剰といったらおかしいんですが、金額がはじき出された。それはやはり税のアップ、また逆に歳出の方でのそうした、先ほど來說明しておりますように、差が生じてきてそうした金額になってきたところでございますが、私は今の税率等々にいつも固守しなくてはいけないというふうには思っておりません。ある程度こういう推移がするんであれば、やはりまた税率改正等々に取り組んでいかなければいけないと、このように考えるところでございます。ちなみに、隣の姫路市さんあたりは、毎年国保税の改定、見直し等もなされておるといふうに聞いておるところでございます。十分そこらはらみ合わせながら取り組みをさせていただきたいと思えます。

いずれにしましても、今後のやはり太子町の行政運営をやる中で、慎重に対応していかなければならない問題であろうと、このように思っております。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 というのは、私は70歳以上というたら余りようけおらんのですけど、も

ともと60歳になったら医療費ただや言うところなんです。それが、私が60歳になったらただなんや思うところたら、60歳になったら今度65歳やなかったらあかんという上がったんです。今度65歳から思うたら、また今度上がった。ほで、高齢者、医療費ただや言ったん、うそや。私はその年になったらまた上がったんや。それで、その年になったまた上がって、こないだなんか2割から3割になって、どないなとんねん、一体。そら太子町の責任やとは言わんよ。

しかし、住みよい町太子というんなら、全国に先駆けて、ちょっとやっぱり、ああ、なるほどなあ、そういう全国にないような施策をやるんやなと、ぐらいなことを私は国保、この健康というか、医療については私も胃がんで腹切ってますんで、非常に關心持つとんですけれども、もう少しやっぱり、下水やそんなもん、そんなことばかり言うとんねん。下水でもね、あんなもん今年にどうでも完成させなあかんというてむちゃくちゃ一般会計からほり出して、大方100億円どころやない金ほり込んどるでしょう、一般会計から。あれ仮に、計画どおりにもう10年整備を増やしとったら、もうほんな一般会計からそないほり込んでもよかったわけや。だから、土木やとか、そら土建屋さんは楽しいうれしいか分からんけども、そんなとこへばっかりお金入れるんやなしに、もう少し高齢者というか、弱者に優しい施策が考えられませんか。今こそ考えられ、今までは国ががんにがらめにしとったから難しかったか分からんけども、これからは町で選べませやないか。そのために、合併せんと町単独でいくということを決めたんでしょ。よそと同じようにやるんやったら、どこへでも合併していた方がスケールメリットがあってよかったんや。だけど、太子町は太子町で独自の施策をやるということで単独を選んだんなら、もう少し変わった施策をやってほしいというのが私の願いなんです。いかがですか。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） いみじくも全体の施策でおっしゃっていると、このようにとらえるところでございますが、今本当に上田議員さん、そういう時期でございますか。太子町で独自ですべてのもんでいろいろな措置がどんどんとれるかという、私は第2の夕張等々の件も懸念しなくってはならないと、このように考えるところでございまして。下水等々の話もお出しになってこの会計で言われておるんですが、全体的に考える中で、住環境整備の中で全町民の皆さんが受益をこうむる下水でございました。そうした取り組み、私は早く取り組み、やっておってよかったなと、今の時期から下水に取り組むのであれば、到底私はよう手を出していかないだろうと、このように考えるところでございまして、そうした私自身は太子町でこういうことをやると、大きなことは私はできないと思います。そうした面、十分なる職員との連携も図りながら行政は進めていかなければならない。また、後年の道もはっきりと道をつけてやっていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 先の定例会で、国保についての私質問の中で、診療報酬不正請求の証拠ありということをおっしゃってございまして、今現在何の問い合わせもありませんよ。不正請求が一番大変でしょう。議事録を読んでください、必ずありますよ。私が証拠持つとんやから。私自身やから、不正請求されてるんやから。もうこれ6でしょう。7、8、9や、3カ月間何の問い合わせもない、世の中不正を容認してるんですか、行政は。私、公式の場で不正請求ありと言ってるんです。議事録読んでください。

ということは、当然僕の言いたいのは、国保の値上げ等いろいろと収入のことばかりでどんどんどんどんと、国保の保険料を払う

んでも一般住民大変なんです。なら診療関係の出る方は、月のレセプト点検とかなんかというやって診療報酬払ってるということ、いろんな組織のルールはあろうかと思えますよ。だけれど、一議員が証拠あり、不正請求ありということをはってるのに、何の関心もない、何の問い合わせもないということはどういうことですか。これ当然詐欺罪ですよ、警察の方にちょっと問い合わせしたら、もっと詳しい何か難しい罪名を言ってますよ。けど、少なくとも告訴するのは、私が告訴しましょうか、そりゃ町の組織を飛び越えてするというて、わざわざ言ってるんですよ、そういう悪徳診療所があるということです。片一方で値上げしといて、片一方でどんどんどんどん出すという、それを私が言うてるにもかかわらず、何の問い合わせもないということはどういうふうな了見かお尋ねするということと。

もう一点、今世間を騒がせておる、これは過去は町がやりましたね、年金。使い込みいっぱいありましたね、出てますね、テレビでぼんぼん言うてますやん。太子町に年金問題は、一応移行してまして今現在は町は関係ないとおっしゃられると思いますけれど、過去にそういうことはありませんでしたか。一般住民として、太子町でも何の問題もなかったんやろうかというようなことで、兵庫県はたまたま載ってませんね、全国不正請求の中で。ないということを知っておりますけども、だけど後から後からぼんぼん出てますやんか。そういうなこともありますんで、重ねてお尋ねしておきます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 1点目の不正請求の件でございますが、先の議会でそういったご指摘があったということでございます。その点についての嶋澤議員さんへの問い合わせをしてなかったのはどういうことかということでございますが、一般的な不正といったことでの私は聞き方をいたしておりました。今お聞きしますと、嶋澤議員さんご本人

ということでございますので、改めてお話を伺いたいというふうに思います。

それと、年金の関係ですが、今回の補正と全く関係ないんですが、本町では、そういった今新聞等で言われておりますところの市町関係の不正というのはございません。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

この際、暫時休憩します。

再開は午後1時10分とします。

（休憩 午後0時09分）

（再開 午後1時10分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第3 議案第38号 平成19年度  
兵庫県太子町介護保険特別会計  
補正予算（第1号）

議長（北川嘉明） 日程第3、議案第38号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番清原良典議員。

清原良典議員 私も先ほどからいろいろと国保の関係で聞いておりますとだんだんと分かってきたんですけども、一応用意しておりますんで質問させていただきます。

介護保険補正、3ページ、5ページにかかわることですが、国保の質疑と同様に繰越金、もともと1,000円のを2,700万円追加し、そしてまた約2,700万円を積立金に回している、どうも不自然と思われまして。そうなると、太子町においての介護事業というものは、本当に必要十分に本来の介護事業が行われているのか、お尋ねをいたします。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） お答えをいたします。

繰越金で2,700万3,000円のお尋ねでございますが、これも国保会計のところでも申しあげましたように、18年度決算に基づきますところの実質収支額2,700万4,000円、これに相当するところでございます。前年度で繰り越す額を入で受けまして、それを今度歳出の方で積立金、返還金等々への歳出ということになってまいります。ですから、この繰越金のほとんどが、提案説明でも申しましたように、保険料でございます。

それと、一般会計からの負担というのが、繰り入れで一般会計繰入金があるんですが、これも決算に基づきますところの町の負担分でございます。国が、県が、町がというのがもう法定で率が決まっております、町につきましては12.5%、県と同様でございますけれども、それに相当すると。ですから、あと国も県も精算という形で、今回過年度精算という形で支払基金からは入ってきます。国県につきましては、多過ぎてましたから返還をするということで償還金のところで計上しておるといところで、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第4 議案第39号 平成19年度  
兵庫県太子町老人保健特別会  
計補正予算（第1号）

議長（北川嘉明） 日程第4、議案第39号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第5 議案第40号 平成19年度  
兵庫県太子町墓園事業特別会  
計補正予算（第1号）

議長（北川嘉明） 日程第5、議案第40号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 墓園事業についてお尋ねいたします。

この会計に今まで幾らを投資してきたかということが分かりましたら。

それと、回収といいますか、使用料は幾らぐらいで、あと何区画残って、それでそれが全部貸し付けができた時点で会計はどうなるかということについて、若干これからまだかかると思うんで、確定的な金額は出にくいと思えますんで、投資金額は出ると思うんですけれども、収入の方はちょっと、おおよそで結構ですから、どういうふうになんのか、大体でよろしいですから、説明求めます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） これまでの投資の額でございますが、今ちょっと資料、繰るんですが、正確な数字の資料がちょっと見当たりません。売れておる区画の数も正確な数字というのは、今ちょっと探しておるんですが、600弱というふうには記憶いたしております。590台やったと思うんですが、が売れておるということでございます。

申しわけございませんが、以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 パソコン持ってたらどないなん。いやいや、ほんまに。私が思うんは、当局そない書類をごそごせんと、もう恐らく全部パソコンに入っとると思うからな、会計ごとに。一発でぼんとたたいたらすっと出ると思うんやわ。だから、能率もええし、苦勞せいでめえんやけども。せっかくパソコン整備しとんやから、どんなんですかな。

いや、600だけやというて、私が聞いた中で600というのは、それは分かるんですわ。もうちょっとなあ、なんか説明のしようがあると思うんやけども。

議長（北川嘉明） ちょっと待とか。

暫時休憩します。

（休憩 午後1時17分）

（再開 午後1時20分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） これまでの墓園事業の土地の価格につきましては、私ちょっと資料を持ってきたつもりが手許にどうもございませんので、後日お答えをしたいと思えます。

応募の状況でございますけれども、18年度末であと827を残しておるということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 ほな、これどこの委員会かいな、これは。

議長（北川嘉明） 上田議員。

上田富夫議員 はい。

議長（北川嘉明） 1回残されますか、最終日に。

上田富夫議員 いやいや、もうええわ。これ委員会出してくれるかな、きちつな、資料な。あれやでな、貸借対照表みたいにして

出してよ。何が何ぼやて、そないなことやなしに、見たら出と入と何ぼもうかって何ぼ残つとつと、簡単やん。そういうもん出してくれにやあかんが、な。いや、その会計が分からななら、あんたこんな、あんた墓園会計の特別会計できへんで、あんた。もし分からななら、こういうもんおまっさかいに。これ全部もう決算から対比からもう全部分かるようになってうさかい、こういうなんお貸しますんで、そういう資料で出していただけますか、それだけ確認します。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 昨年も決算のときに、貸借対照表ではなかったんですが、それまでの事業費の推移の資料があったと思えますので、同様の資料になろうかと思えますが、委員会の方に提出をさせていただきたいというように思えます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第6 議案第41号 平成19年度  
兵庫県太子町下水道事業特別  
会計補正予算（第1号）

議長（北川嘉明） 日程第6、議案第41号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 この下水道のことについて、復旧舗装、下水道の、これは町道によって単価が違うのかどうか。ということは、舗装の程度、私はランクはよう分かりませんが、例えば国道なら国道とか県道とか町道とか、そういうのはあると思うんです。単価が、どういうふうになって、どういう舗装を

しとんのかというのが1点と、もう一点はついでに、どないいうんですか、やってまうというか、下水道掘ったところまでやなしに、そこを修復ついでに、もっと先までめくって、ほいで下水道工事費で工事をやってしまうというようなことがあったかなかったか説明求めます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 舗装復旧での単価、平方メートル当たりの単価、一般的に言うんですけども、これの単価は国道、県道、町道の違いではなく、基本的には車の台数などによりまして舗装の厚みが違います。一般的に町道でしたら5センチ、町道でも広い道路、都市計画道路なんかでしたら10センチのところもあります。それと、旧2号線では、昔の基準ではたしか20センチの黒い舗装がかかっていたと思います。ですから、それと町道の場合でも舗装をめくったときに、下のどういいうんですか、碎石といいますが、それがなく、土が露出しているようでは、やはり舗装しても傷みますので、碎石等を補充します。そういったことで、若干場所等によって単価は違ってくるのは現実でございます。

それと、関係ないところ、舗装、下水を施工してないところまでの舗装ということですけども、これについてはあります。といいますのは、やはり下水といいますのは、勾配とってやりますもので、両側から追いかけてきて、真ん中に、間に10メートルとか20メートルとか残る場合がございます。こういった場合、かなり舗装が傷んどれば、やはり一連の流れとして下水を入れてないところでもやってきたというふうなことがございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 実は、町道の舗装の厚み云々ということはあるんですけども、アスファルトの表面的な仕上がりが、いい仕上がりと悪い仕上がりととはどんなんですかね。例

えば、私の知るところでは、舗装をして1カ月もせん間に、10トン車がカーブしたんです。舗装がめくれとんやね。で、見たら、非常に粗い。ずっと調べてみると、そのカーブのとこだけが非常に雑な仕上がりになってます。同じ単価なんかなというてお聞きしよんです。舗装して間なしに10トン車が通ったぐらいで、カーブ切ったぐらいであんだけ舗装が傷むというのはどんなんかなというのがあります。現場へ案内、もしご不審なら、現場へ案内して、ここやというて指摘してもよろしいです。

それからもう一点、今おっしゃられたように、両方からとか、そんなんじやなしに、あるA点からB点まで来て、B点まで下水を入れて、そこからさらにC点まで、そうですね、七、八十メートル、その先にはちょっとした施設があります、下水入ってませんけど。そこまで舗装してあるが、あれは、もし業者が勝手に、ついでにそこのおうちに頼まれてやったというんなら、そらそれでええんですわ。ほやけど、ちょっと業者倒産したらしいからよう分からんのやけども。あそっか、ごめんなさい、あの業者は倒産してないんです。どないいうんですか、それも町道ならまあまあよろしいやん。だけど、町道やなしに私道なんですわ。ほいで、どうかなということをお尋ねしよんですけども。そういう便宜を図るようなことというのはちょこちょこあるんですか。たまたま太子町の中でそこだけなんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） さっきのご質問のカーブのところ舗装がずれるといいますか一部めくれているといったようなことは、町道で、なお舗装が新しい場合、起こり得ることはあります。といいますのは、やはり舗装が新しい場合は、どうしてもきっちり固まっておりません。ローラー等で転圧してもどうしてもダンプなんかでにした場合には、どうしても型が付きやすうございま

す。ですから、そのところがそうだったのかもしれないけれども、その辺については、私も過去に見たことはあるんですけども、やはり幾らかの、乗用車ででもにしてスピード出せば、やはり若干のどういうんですか、薄いめくれ等は起こることがございます。

それともう一点、七、八十メートルでの私道、これにつきましては私道につきましては、基本的にはやってないというふうに思います。その中で、里道、認定外の復旧ということで、地元から負担をいただいた場合には行っている場合もありますけども、私道という限定された場合には、基本的には行ってないというふうには考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 トラックや乗用車が通っても塗装がめくれるということがあり得ることなんですけど、わしゃあ国道、そうするとやっぱり国道と町道とかというのは、基本的に舗装が違うということと違うんですか、レベルが。ただ厚みが違うとか、そんなレベルの話やなしに、もともと施工のやり方自体が違うんじゃないですか。そやないと、2号線やこの179やかし、あれだけ車通りよっても舗装したって、そんなトラックが通ったからめくれたやて聞いたことないもんね。だから聞ッキョんですわ。あれと一緒にですかと。厚みが違うというのはよう分かります。そら国道なんかこんなですから。だけど、その上の最後の仕上げが違うんかどうかということを私は、一番当初にそれをお聞きしたんですわ。その、そら一緒やおっしゃられたんやから、そうするとおかしいなという話になるんやけどね。どんなですか。

それと、私道は絶対せんとおっしゃったんなら、私が案内しますから見てください、一遍。そのかわり、それまでに帳面見せて、絶対にそこは行政がやってないという証拠を見せた上でやってください。そやないと、後で

帳面はこうやというて変なことでごまかされたら私もつらいから。それ確認させた上で後日こやということ特定して確認させていただきます。

その1点目についてはちょっと答弁してください。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） カーブを切ったときにどうしても広い道路の舗装の厚みの大きいところ、これにつきましてはやはり、どういいますか、かなり大きなものが通っても大丈夫だということで、下の方からかなり強くなっております。そういったことで、ダンプがカーブしても、まずは大丈夫だろうというのに分かります。それと、町道をといいますが、狭い道路の場合は、どうしても下がアスファルトの下がどうしても、今言いましたような広い道と違いまして、若干のやわみといいますが、たわみといいますが、ありません。そういった中で、若干弱い面もあります。そういうことで、町道といいますが、狭い道路ではにしまったときに起こる可能性はあります。それも新しい舗装に対して起こることはあり得ると。ですから、基本的な転圧とか作業等につきましては、1層というんですか、5センチの舗装と15センチ、20センチの舗装と基本的なアスファルトにつきましても同じでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

先ほど、日程第5号、議案第40号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）の答弁で、生活福祉部長より発言の求めがありますので、この際許します。

生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 大変申しわけございません。先ほど上田議員さんのご質問にお答えした数字が全く引き算、逆の数字を

申し上げておりましたので、ここでおわびを申し上げて数字を申し上げたいと思います。

827残っておると言いましたんですが、逆でございます、827が済んでおりまして、残りが574が残っていると、1,401から引き算を逆にしとりました。大変ご迷惑かけました。おわび申し上げます。

~~~~~

日程第7 議案第42号 平成19年度  
兵庫県太子町前処理場事業特  
別会計補正予算(第1号)

議長(北川嘉明) 日程第7、議案第42号  
平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会  
計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番熊谷直行議員。

熊谷直行議員 最初のところで、需用費、  
修繕料88万8,000円出ておりますけれども、  
内容につきましては参考資料に記載されてお  
ります。やはり前処理場という施設はかなり  
老朽化してまして、いろんな問題が順次出  
てくると思います。当然、その都度修繕は必要  
だと思いますが、以前からいろんな話出て  
る中で、もしあの施設が何らかのトラブルで  
停止した場合どうなるのかという話が出て  
おりましたが、そのとき今この廃液を流して  
るのは約2社ぐらいですね。という聞いてお  
りますし、また下水道がかなり普及して  
おりまして、そこへ直接流しても現状では  
問題ないんじゃないかなという話も出て  
おりました。それにつきましては、勝手に  
流すわけにはいかない、たしか前、部長  
の方から、県の方とも調整しながら  
という話があったやに思いますが、その  
辺の話というのは、これ約1億5,000  
万円の年間事業ですので、この辺大事  
なことになると思うんですが、その辺  
話はどうに県と進んでいるのか、もし  
状況が分かりましたら説明いただきたい  
と思います。

議長(北川嘉明) 経済建設部長。

経済建設部長(富岡慎一) 前処理場の  
処理及び放流についてでございますけども、  
以前県の終末処理場の方と話しさせて  
いただいたときには、太子町の前処理  
場の汚水の量では揖保川浄化センター  
の管理運営に対しては何ら支障がない  
というふうな話は聞いております。  
そういった中で、県の下水道課、本  
庁の方と協議をしたわけなんですけども、  
やはりあの施設をつくったときの補助  
金の適化法という法律がありまして、  
その問題にひっかかるということで、  
それからの話は進んでおりません。  
ですから、補助金の適化法があとも  
う少しすれば切れたというふうには  
考えておりますので、そのときに、  
なもう一回話をする必要があるとい  
うふうには考えております。

それと、現実問題として、今の沈殿池  
がかき寄せ機等が故障して、そのまま  
放流することは、現実上、ちょっと薄  
めて対応すれば、揖保川流域の放流  
の水質基準に合致するのではなかろう  
かというふうには考えております。  
ですけども、それに対して事前にや  
はり県の方と協議しながら対応せざる  
を得ないだろうというふうにも考  
えております。

以上でございます。

議長(北川嘉明) ほかに質疑はあり  
ませんか。

11番熊谷直行議員。

熊谷直行議員 希釈の度合いにつ  
いては、今少し薄めたらという話あり  
ましたけども、以前からもう大丈夫  
であろうという話で、それからも  
かなり下水道事業が普及して  
おりますし、その辺は調査も必要  
ですけども、問題ないんじゃない  
かなというふうには、これまた  
調査していただきたいと思  
います。

それと、今適化法というお話し  
ありましたが、これ時期的に今  
までの補助の関係であるんかも  
分かりませんが、これ予算、  
金額的には物すごい大きな  
もので、この辺も前向きに  
県との交渉して、何らかの  
手を打つべきだと思  
うんですが、早く、その  
辺につ

て町長、お考えはどうなんでしょうか。僕すぐにもできるんじゃないかな、そういう法律の絡みがあるので、その手続は必要かと思えますけども、実情では問題ないんじゃないかなと思います。その辺についてのお考えをお伺いします。説明求めます。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） この問題は、以前からもお聞きいたしておりますが、先ほど部長が答弁しましたように、あの処理施設での補助等々受けておりますので、すぐということにはなりません。それともう一点は、たまたま私どもの施設、流入水量がだんだん落ち込む中ででの対応でございまして、水質汚濁防止法からずっと引き継いできまして運営を、処理をさせていただいておりますが、最終的には私も揖保川流域の下水の流れ等々をにらみながら、県の方に接続と、流域に接続ということをお願いをしないといけないと、このように思っておりますが、これも1つは隣のたつの市等々の理解も深めていかなければならないと、そうしたところも一応連携を図りながら、最終的にはそうした方法をとらざるを得ないだろうと、このように思っております。おいおい県の方とも協議を重ねていきたいと、このように思います。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今、この施設の問題では、先ほども質疑があるとおりでございますけども、この修繕料で一応説明資料では触れているものもあり、腐食も重なったりするっていうようなことがありますけども、1つ排水、流入管渠の床版補修っていうか、下阿曽のどこあるんですね。65万3,000円でしたか、そういうものがここに上がっておりますけども、下阿曽の床版がいかれとうというのはどこでいかれとうと。ここは、先ほどもありますが、どの程度の排水をここからしょんかいね。あっちは2社、3社か、もともとは。どこで床版の修理が行われるんかという問題

と、先ほどの何回も言ってきて、私も尋ねんなんと思ってることなんですけど、県との折衝ということと、それから前々処理の問題と前処理場からの接続というのは、いずれにしても町の責任が伴いますわね。町の施設を経由ということになりますので。そしたらもう直にそれぞれの責任において排水基準に従って前々処理をして、それぞれの責任から流域下水道の方に流していくと、これ当たり前の話を、前処理を間引いてもええという、ほいで昔からいえば、もうももとのメッシュのでは対応できなくて、一番最初につくった高度なものについてはすぐにだめになったと。その後、水を入れてたいて、脂肪分が重なっておるものについては、いわゆる粉碎をしながら流さなあかなんだということと、それから当初からいえば、林田川の中にしがらみ編んで、その中通しとってもしないもなかったんやと。そのぐらいの施設というようなことも言ってきているんですから、排水基準に対応するんだったら、すぐにでも事を起こすことが大事でしょ。

それから、法律のことを言うんだったら、太子町をだまして、それは何かといひますと、同和対策事業特別措置法の10条に基づく事業やと、こういうふうなことを県もその当時から言ってきて、その後建設段階では一般の公共下水やと言うてだましてきた。こういうことも整理をしていかなんだらあかんわけですよ。補助金の適正化に関する法律の問題だけではないと思うんです。そっただけ言わせるような問題ではない。もとからいえば、そういう経過があるわけですから、すぐにでもそれこそ話をして対応すべきでないですか、違うんですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） まず最初に、床版補修のこととでございますけども、これは導水管、新幹線より北にあります事業所からの導水管で、新幹線をくぐった側道にありました、側道を縦断してました床版のふたが壊れました。それによりまして、補修をしたも

のでございます。

それと、この処理、排水の件でございますけども、県との折衝ということで、県の方はやはり先ほども言いましたように、法のもとにということ言われとります。また、近隣の市との問題もあるといったこともこの前は話されてました。ですから、当時と、話した方と現在とはまた変わってきております。ですから、前処理事情に対しての認識がどれほどあるか、現在はちょっと分かりませんが、今後また協議はしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 いや、この床版65万3,000円というたら何でかけかえするんです。65万3,000円というたらかなりですよ。新幹線の側道と、その新幹線の下をくぐつとる、何ぼ壊れてどないなとんか知らんけども。一遍、またこの後、きょう置いといてまた見に行くけど、ほいで後から聞くけどやね、もう一度確認するけども、この上で導水管を使って流している水というたら何ぼかいね。

それと、補助金適正化に関する法律の問題と、それで近隣の町と相談すると言うて、たつのと相談してみたってけたが違うんやでね。ほいでたつのも同じような水やさかい同じようにしようかと言ようことかいな。もう、前処理場間引こかと、たつのも。それならたつのと一緒になって言えばいい。そやかい、昭和49年から始めたやつやからね。だから起債がもう償還終わるといときは、適正化に関する法律の、この施設がいかれてもとうし、当初の約束ほごにしとんやで、太子も。どことも。ええがいいつとうへんのやもん、それだけの処理できてへんのや。適正化に関する法律に触れとるわな、あんなもん。その処理能力を申請しとったら。当初の仕事しとうへんでしょ。もう当初あれにかかわった者というたらそんなにはおらへん、役場でも、今は長井君かな、その当初かかわったの

は。だから、当初のことをしっかり物言わんとあかんわな。

先ほども同和対策事業特別措置法との絡みも、太子はだまされたんやで。上級官庁はだましてもええ、こっちはそれを守らなあかん。ほいで、守る時期ももう来てもとうですわ。

それと、先ほど言うたように、たつのも同じようにしようかという話なんかどうかも説明してください。それなら、たつのと一緒にこないしましょということですけど、たつのはまだそうはいかんでしょ。稼働の時期も違うし、補修してきた経緯も違うし、量も違うし、全然違いますわな。たつのも量と比較してみてください、太子の量と。どんだけ違います。たつのが可能なんやったら太子はとおに可能や。その辺のところもあわせて説明を求めます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） その床版といますか導水管といますか水路へ流れております量は、細かい数字は分かりませんが、たしか年間2万トン前後だと思えます。若干数字のぶれはあるかもしれませんが、約その程度はあるというふうに考えております。

それと、たつのと協議の件でございますけども、たつのに同意を求めたいと、太子町だけが流してもいいか、同意を求めするための協議をしたいというふうな趣旨でございます。やはり前処理場、同じような施設を持つてる中で、太子だけというのはやはり県の方も同様の小さい処理場について、まねされとることは嫌う傾向にありますので、そういった意味の上での同意というふうなことで協議したいというふうなことでございます。

以上でございます。

（「前々処理から直に流したって一緒やないかい言うるとるわけ」の声あり）

ああ、前々、事業所から直に流すといったというふうなことでございますけども、それも現実上、いけるかもしれませんが、今

の放流水質基準からいけば、まず現実的には無理だろうと。

それと、前々処理、いわゆる事業所から直に出す場合は、当然今のままでは当然無理ですんで、薄めんことにはだめだと。となりますと、そういう施設がそういう事業所の方ではないと。ですから、事業所の方では粗ごみ、シサ等の粗ごみを除去していただいて、その残ったものについて前処理場で沈殿池等を利用しながら水質基準に合うようにした上で放流できたらいいなというふうには考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第8 議案第43号 平成19年度  
兵庫県太子町水道事業会計補  
正予算（第1号）

議長（北川嘉明） 日程第8、議案第43号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ちょっと伺いますけども、また決算なり料金なりのところでは伺うんですが、いわゆる貸借対照表に示す剰余金について、これは資本剰余金、利益剰余金、何のためにこれはあるんかいな、一つ一つきちっと説明してくれますか。目的と取り崩し、ほいで今の、今だったら建設改良、ほいから減債積み立てが一応あり、2億7,000万円余りはありますということになるわけですが、これらのことが何のために置いとる金で、何の、どのときにどういうふうに分するつもりで置いとったものか、この性格と使

い方について説明を求めます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 今回の補正とは直接関係ないんで、決算のときにお答え申し上げたいというふうに考えとります。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ちゃうぞ、僕は2回目ちゃうぞ、これは、言うとかけど。

これ、きょうの補正予算に上がったうやないかいな。建設改良費や皆上がったうでしょ。補正予算やで。いやいや、だから、建設改良費と建設改良積立金ちゅうのはあるわけや、剰余金。そやかい、決算と予算、予算、トータルな問題で聞いて、資本的収入、支出、それから収益的収入、支出、それぞれが重なり合うてこれ決算するわけですよ、予算も。だから、関係のないちゅうのはもってのほかなんやで、これは。だから、いつどういうときでもそういうものが聞かれて当たり前なんや。そないな認識は困るわ。違いますか。関係がないなんて言われたら話にならんやないか。水道事業やで。分かった。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 申しわけありません。建設積立金という言葉がこっちはどうも入ってなかったように思いましたので、ついつい決算のときにお話ししようかなという気持ちでございました。申しわけありませんでした。

それでは、補正予算の3条のところにあります文章だと思います。これにつきまして、過年度分、あ、皆さん資料が、18年度の水道事業の決算書を見ていただければわかるかなと思いますけども、その後ろから2枚目ですか、33ページ、これに補てん財源明細書というのがございます。ですから、3条の資本的収支、資本的支出の不足する額7,225万6,000円云々の言葉ですけども、その次の過年度分損益勘定留保資金という文言が、今言いました33ページの一番上にございます。これは、ですからその下の当年度分で余った分

が過年度の方に回ってくると。その内容としましたら、その下にありますように減価償却費、固定資産除却費、たな卸資産減耗費、繰延勘定償却費等が当年度分と上がってきまして、これが右側で繰り越した分が過年度分になってくるといったことで、これは資本的収入及び支出の補てん財源となっております。

それと、建設改良費、建設改良積立金というのも、ここの今言いました欄にはございません。下から5行目ぐらいですか。これについては、今回の補正には直接関係ないんですけども、これは建設改良費という資本的支出の次のページの4ページでございますけども、補正予算書の4ページでございますけども、手当と法定福利費の差が1,000円で、これが表に上がってきて、こういう説明になっているとさせていただきます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 赤字やどうやというている言ううとってやから、私は改めて、いわゆる減債積立金なり利益積立金は今ないけども、資本剰余金、いわゆる過年度未処分利益剰余金、それから当年度の未処分利益剰余金がそれぞれ当該年度、その後繰り越されたりして使用されたりするんやけども、これらは何のためにあって何のときにつぶすんかいなというて言われるわけですね。1円の問題もそうやけど、これ全体としては水道事業の予算というのは、1条、2条、3条、4条それぞれ、また議会の議決を得ないと使えない金とかあるんですけどね。そやけども現実には金がないんじゃないと、こういうものがあるんやから。いわゆる一般企業で言う内部留保や、うそも隠しもない。だから、そういうものを、ほいで今回でも1円、2円の関係はありますけれども、補てん財源として先ほども説明があったような過年度の損益勘定留保資金で帳じりを合わすと、帳じりを合わす金が

ある間は動いとんやで、本当に。動いてないんじゃない、動くんや。やから、それが現実なんやから、その辺のところを聞いとんや。これはいつどないしてんですかと。減債は何のためにあるんですかと。

それから、建設改良はずうっと過去見てみても、一定の額はそのままあるわけですよ。経緯見たら分かると思いますけども、その金が大きく食い込むようなことは少ないわけです。だから、それらのことを考えるときに、この予算の仕組みの皆さんに分りにくいところなんで、これをいつ使うんですか、どないするんですかというて聞いとんです。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（冨岡慎一） 皆さんお手持ちの、今言いましたちょっと補正と変わるんですけども、決算書の33ページを再度見ていただけたらというふうに思います。

この中の過年度分損益勘定留保資金、それと当年度分といえますのは、これは先ほども言いましたように、当年度分と繰り越した分の過年度分という考え方でございます。

その下の積立金でございますけども、その下の減債積立金と建設改良積立金というのがございます。減債積立金は、これは元金償還時に使える積立金でございます。利子の償還には使えない積立金でございます。それと、16年度まででしたかな、15か16年度まで、利益積立金がここに五百何万円ありました。それもずっと収益的収支のときに赤字になってきましたんで、それをつぶしております。

その下の建設改良積立金、これにつきましては今後の資本的収支、いわゆる建設の方です、建設改良、建設の方に使います積立金でございます。ですから、今後、現在予定しております北配水池とか、将来も起こり得る吉福の高度処理の費用にも充てるといったのがこのお金でございます。

その下の分については、その分、当年度未処分利益剰余金、これは純粋な年度分の赤字

だというふうな数字でございます。

ですから、ちょっと説明しにくいんですけども、公営企業会計では資本的収支と収益的収支、要は建設に使う分と維持管理的に使う分というふうなお金がございます。ですけども、建設的な資本的収支の費用については、基本的には補助金、もしくは起債ぐらいしか収入は通常の場合はありません。ですから、その入の方が絶対的に足りないのは資本的収支、建設のときの費用でございます。それを補てんするためにこういった資金が用意してあると。これも逆の言い方すれば、施設の改良時、ある程度年数がたって改良するときに、多額の費用がやはり要ってきます。こういったときに積み立てる、積み立てるといいますか残していく、積み立てるといったことで、こういう処理の仕方、これは公営企業会計のやり方でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第9 議案第44号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第9、議案第44号政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第44号

は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第45号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第10、議案第45号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番橋本恭子議員。

橋本恭子議員 それでは、3点お聞きいたします。

1月に改定する予定であると説明がありましたが、何でも上がるのが4月ごろ、よく何でも上がるようですので、4月にした方がよいと私は思うのですが、それについてと。

それから2点目、水道の滞納について、どの程度料金の納めてない人があるのか、どういう対応されるか。

それと3点目、下水道使用料も値上げをする予定なのか、3点お聞きをいたします。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 行財政審議会に出させていただいた資料、改定案の3-2というのを多分以前にお配りさせていただいてと思いますけども、1月改定が一般的ではなく、4月が一般的ではないかというご質問なんですけども、どういたしますか、1月に改定した上で、1月、2月、3月分の収益増を考えております。といたしますのが、大体1カ月1,000万円強の収入増といったことから、3カ月分で3,000万円強の収入増になる

というふうに想定しております。ですから、以前、多分お手許にあると思いますけども、収益的収支の計算書というもんがありますけども、これの資料によりますと、23年度に料金、これの案で料金改定をしますと、23年度にやっと黒字になると。それも730万円ほどの黒字になる。これは、あくまで1月から改定したという前提の資料でございます。ですから、今言いました3,000万円強の収入が減りますと、ここの23年度の730万円の黒字が必然的に赤字になるといったことから、どうしても黒字になるときが後ろへずれ込みます。となりますと、余り長い間の収益的収支の計算、財政計画というのものがなものであるということで、23年度にはできたら黒字にしたいといったことから、1月に改定したいということでございます。

それと、水道の滞納の件でございますけども、ちょっとここに資料がないんですけども、ちょっと手許に資料がないので、申しわけないんですけども、滞納の対応についてですけども、これについてはできましたら委員会で説明させていただきたいというふうに思います。

それと、下水道の料金改定ということでございますけども、これにつきましては前回17年度ですか、17年度に一部、大口利用者の改定を行っております。そのときの行財政審議会でも話がございましたが、18年度から供用開始する区域があります。その説明会においての料金値上げの話は一切しておりません。ですから、全員が、全区域がやはり3年をめぐりに接続されるという前提のもとに、ですから18年から3年以降に検討するといったふうなことで理解していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

11番熊谷直行議員。

熊谷直行議員 1点、先日の副町長からの説明の内容について、ちょっと確認したいと

思います。

この改定の表なんですけど、基本料金として10立方メートルまで900円、これはいいんですけど、その後水量で、資料見ますと10立方メートルを超え30立方メートルまでの分が100円、このようになってますが、ちょっと副町長の揚げ足取るわけじゃないんですけど、説明では11立方メートル以上という表現をされました。この10立方メートルを超えと11立方メートル以上とはちょっと意味が違うと思うんです。例えば、10.5だったら、じゃあどうなるのか。この資料でいきますと11なりですけども、副町長の説明では10になってしまふ。こういうことですので、これちょっと細かい話ですけども、これ議事録にも載りますし、その辺ちょっと私が聞き間違ってたら失礼なんですけども、確認をしたいと思いません。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

10立方メートル超えという表現と11立方メートル以上という表現の違いですけども、今現在使用料は小数点以下切り捨てというような状況になつとります。ですから、10トン超えるということは、次は11トンに必然的になるということで、そういう意味で詳細説明のときには申し上げたということでございます。ですから、10立方メートル超えというの、端数が出た場合には当然かなり違ってくるんですけども、整数どめという格好の中で、結果的には同じになってるということのご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 11番熊谷直行議員。

熊谷直行議員 そうであれば、確かに現実そのようでありますけど、そうであれば一言コメントがないと、この資料をもった説明であると、議事録と中身が食い違ってきます。後々問題もあるかと思しますので、ちょっと訂正いただくか、そういう補足説明をいただ

いたらいいんじゃないかなと思います。そういう端数のことについて。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 申しわけありません。条例の表示といいますか明示と提案説明及び詳細説明での表現と若干食い違っております。申しわけありませんでした。11トン以上といいますのも、整数どめの処理の関係上、10立方メートル超えと同様のことでございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 また値上げなんですけれども、こういう会計になるということは、いつごろ分かっておりましたですか。値上げせんだらもたんということは、いつごろ予測されておったかお尋ねします。

うちの所管ですから、また詳しいことはやりませぬ。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 私も去年からなんで、余り詳しい説明はできませんかもしれませぬけども、現実としまして2年ほど前に赤字が続いてるという自覚は、自覚というんですか、現実はありました。

その中で、大口利用者の方の水量の減及びSEDの誘致ということで、その中で水道の話も出ておまして、かなりの水を利用されるといったことで、そのときには持ち直すのではないかといった予測もしております。そういった状況の中で、今年の1月、去年の12月末ですか、SEDがこちらへ来なくなったといったことから、急遽水道料金につきまして検討した結果、今回のこのような状況になったということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 12番上田富夫議員。

上田富夫議員 全くの失政やな。見込み違い。会社で言うたら社長首や。そんな来るか

来んか分らんようなとらぬタヌキの皮算用のような東芝当てにしとったらあっかいな。

ほいで、その金当てにしてクリプトのあれつくったんかい。ほんなもん、もともとあんた、赤字会計になるということがやね、もう少なくとも3年か4年には分かったはずやからな、東芝との関係と県水の関係考えたら。ほしたら、十数億円もかけてクリプトのあんなもんやってどないなるかぐらいのことは当然だれでも予測できるんやから。私は何でやったんか思うたら、今やっと分かったんやけど、東芝当て込んだなと。そんなふざけた話ないよ。やっぱり懐へ入れてから使わな、金は。委員会でやります。答弁要りませぬわ。

議長（北川嘉明） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は前回のときにも言い、その前のときにも経過があるときには水は使った者ほど多く払ってもらうのが当たり前ということで言ってきたんですが、なかなかそれに応じてこなかったのが町なんです。これも赤字になって当たり前なんです。逡増方式を採用するよという改定時には必ず言ってきたおるにもかかわらずやってこなかった責任もとってもらわなあかんということと、それから特に今回改定しようとしてるわけですけども、最初案から行財政審議会にかけて、すぐにそれを取り下げて次の案を出しましたわな。もうそういうことを言うてやろうということを承知で出して、行財政の当初案と議会の案というのがありますわね。割合素直に聞きましたなあと。どういって聞いたんか、私はそらそういう意味ではそちらの賛成なんですけども、聞くのが当たり前と思うんだけど、その辺のかけ方も伺っときたいと思います。

それから、これまで一つの経営が厳しくなる要因をつくったものとしては、再三本席でも言ってきたように、管渠の布設がえ工事、特にこういう建設改良にもかかわる工事なんですけども、工事請負費が水道に限

っては特に指名競争入札でほとんど九十数%の落札率になってるんです。その契約のもとに行われると。一部は競争があったときは、最低制限価格で一応はくじ引きしたりしてるケースはありますけど、ほとんどない。それほど高値落札をやらせて、その契約による借金がかさんだということが1つだと思うんです。

それから、先ほども出ておりました高度処理、いわゆるクリプトスポリジウムの対策として、昨年稼働始めた14億円余りの総事業費で行った膜ろ過、これもさきにも言いましたけれども、今年度からにすれば紫外線の照射による処理もできたと、こういうことも含めますと、ここでもいわゆる施策を早めた結果、大きな経費の無駄遣いをしとると、それが1つ。

それから、先ほどもございましたように、工場用の上水で東芝の使用水量が減少したというのはこれまでにある程度出てきておりますが、さらに新規事業で予定をしていた水需要が見込めなくなったと、それが何ぼ見込めなくなったんかと。そのための投資をどうしたかということもあわせて説明を求めます。

それから、一つの大きな要因にもなるわけですが、兵庫県の県営水道から年間51万1,000トンで8,160万円で購入すると。高い金で購入して安く供給する、ここではもう必ず価格差というのは出てくるわけですから、大きな差が出るんです。だから、県営水道に対する受水のあり方を見直させる。これ当たり前の話なんですけど、地方公共団体がいわゆる自己決定、自己責任ということを再三おたくらもおっしゃってるんですが、みずから決めなきゃならないときが来てるわけですから、また自立していかなんたらいけないと。そういう中では背に腹はかえられないような対応をしてこなかった。また、今もしようとしていない。それが一つの要因ではないかと、要因になってますね。

それから、先ほど少しありましたが、徴収

すべきいわゆる料金が徴収をされていない。これはインターパレスのこともありますけれども、17年、18年の不納欠損が161万円あるわけです。これはもう怠慢によるもの、真剣さの足りないものの結果だと。これも一つの要因だと思うんです。

これらのこととあわせて、先ほどもちょっと補正予算で伺ったような、企業会計そのものでちょっと見てみますと、例えば減債積立金一つをとってみても、12年度の決算では11億4,900万円、建設改良積立金はもう何があるかとこれは使わないということで2億6,208万5,000円はそのままですね、ずっと。経過見てもらったら分かりますけど。減債も1億5,000万円はほとんど一緒です。ほんで、何で元金償還のときに使うんですというて今あえて説明を求めたけれども、元金償還なかったかいね、これまで。全体の起債の中で。それらもしっかり整理をしていくことによって、ほいでまたこれ留保資金ですから、それに見合って会計は賄えてきているわけで、今あえて引き上げる必要はないと、こういうふうに私は思うんです。その点について、説明を求めたいと思います。

それから、県営水道、いわゆる企業庁はまだおまけにペナルティーを科そうとするようなことを今時県会に条例の見直し提案を行っているように思うんです。これは、資源も何ぼでも、経営のためには背に腹はかえられんて県は言うてるように見えます。使ってるところについては恩恵を与えるけれども、使っていないところについてはペナルティーを科すと、そういうことをやろうとしてますわね。それらはみんなこの中に織り込み済みですか。もう経過はずっとこれあるんだと思うんですが、県はどうやら6月ごろから関係のところに言うてるような資料がありますけど。だから、織り込み済みで、この数字もいろいろ書いてあるけれども、結局はすぐに安定した経営をやろうとする、そのために動力費も3%の伸びとか薬品費は15%上がるとかええかげんやと思うんです。何でこういう数字を

上げて引き上げようとするのか。余り数字はそういうふうに使ったらいけないものだと思うんです。だから、そこらもぴちっと説明してください。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

まず、行財政審議会に当初出された案と2回目の案とで、基本的には答申いただいたのは2番目の案ということになってきますけども、これにつきましては2回目の審議会のときに大勢の意見として、別の計算の仕方を出してほしいということがございましたので、今現在の案ということで計算し直して出させていただきます。

それと、高度処理、老原の浄水場のことでございますけども、これにつきましては今年度19年度まで待っておれば、今現在、何とかという、今19年度から認可になりました工法でいけるんじゃないかという話でございますけども、14年度に水道の事業認可の拡張の第4次でしたか、その拡張の認可変更申請を行ったりします。それに基づきまして、老原の水源地の膜処理を準備しております。ですから、いつがよかったか、現在19年度にそういう紫外線での浄化法が認可されましたけども、これはあくまで現在できた時点で言えることで、やはり10年度ぐらいから指標菌、クリプトに関する指標菌が出ておりましたので、やはり水道事業を経営する中で、水というのは非常に大切なことなんで、やはりそういう膜処理もしくは緩速ろ過、急速ろ過、その3種の方向の中から検討して速やかに対応していくといったのは、やはり安心安全の水を供給する立場からぜひとも必要ではないかといったことの中で対応いたしております。

それから、S E Dの件でございますけども、これにつきましてはたしか18年度当初でしたかね、ちょっと年月ははっきり覚えてないんですけども、そのころから急遽話が出たんじゃないかと。それで、18年の夏ごろにたしか水量の話をして2回ほどしたように記憶がご

ざいます。その中で、それまでに水道料金の問題でいろいろ検討しておったわけですけども、やはりその結論が出ることによって検討もしやすい、収支計画もしやすいといった中で今年の1月の結果になってしまったということで、今回こういう形で提出させていただいております。

ですから、それと県水でございますけども、県水の今さっき言われてました会計が来年度から料金体系が若干変わるといったようなことで、これの収益的収支の計算の中に入っているのかということでございますけども、そこまで詳しくはちょっと私も見ておりませんが、多分入ってないというふうにご考えとります。

それと、積立金の関係でございますけども、積立金ですけども、過去には、建設改良積立金は過去に、平成4年、平成5年と使っております。それと、減債積立金でございますけども、減債積立金は昭和62年に使っております。ですけども、今後まだそういう老朽した施設がございますので、やはりこれがこういう積立金ないし留保資金がないと、すべて起債を借らなければならないといったふうなことから、やはりこういう内部留保といえますか積立金が必要というふうに判断いたしております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） まだある。

契約が厳しいから要因の一つじゃないか言うたん。

経済建設部長（富岡慎一） あ、済みません。下水の布設がえの工事の高値の落札の関係でございますけども、これにつきましては私も中身を詳しく見ておりませんので、何とも言えませんが、これが水道料金に影響は、言われるのであればそうかもしれません。現実といたしましたら、下水道の方から他会計負担金として補償金が出ております。ですから、1億円、2億円の工事しながらも、起債は数千万円といったことの中で、水道会計としたら、非常に楽、非常にいいま

すかかなり楽といったような現実ではないかというふうには考えとります。

議長（北川嘉明） 不納欠損。

未収金。不納欠損。県水……。

経済建設部長（富岡慎一） 県水の受水のあり方でございますけども、これにつきましては去年の8月ですけども、協定が今年度末に、来年度早々に協定が変わるということで、かなりしつこく水量アップ、使用量アップの交渉というんですか、話が来ておりました。しかし、現実としましたら、それだけの必要性がないんで、逆に下げてほしいという話をしたわけなんですけども、それには現実としたりに応じてもらえず、またこちらもそんな中で水量アップに対しては応じてないといったことが現状でございます。

それと、未収金、不納金でございますけども、これは先ほども言いましたんですが、ちょっと手許に資料がございませんので、今すぐどうということはちょっとご容赦願いたいということで、委員会の方で説明させていただきたいというふうに考えとります。

以上です。

議長（北川嘉明） 14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ちょっと最初にもう一回、それはそれで聞きますけど、今現行の、ちょっと所長にはちょっと言うたんやけど、予算、決算のときに家事用10立方メートル700円の超過料80円ですが、家事用の口数とか、それから業務用の口数、工場用の口数、これ口数によって決まるということはもう当然のことなんで、口数で工場用がどないやこないだ聞いたら、3つ東芝へ入っとなですわ、もともと。3本、3口や。ほいで、3口で300立方メートルの2万1,000円の一一口別々に計算すんです。今1口はとまっとると、何でとまっとんかよう分からんけど。それが大口の水需要に影響したもんなんかどうかはちょっと説明は聞いとらんから分からんけど、1口、1本はとまっとると言いましたわ。それがどういうことなんかは説明、それとこれと絡むところを説明してほしいと思う

んですが。

工場用は3本で3口ですからよう分かつとんやけど、業務用が何ぼで家事用が何ぼでというのは、一体それぞれ何口ずつ、そやかい基本的には超過量までの基本料金に絡むところが1件当たり何ぼというて口数と700円掛けたり、口数と1,050円を掛け、そして超過した分をまた重量で計算するわけですから、口数をこの際説明いただくのと、今度改定しようとしている900円、10立方メートル未満までです、今さっきありました10立方メートルまでの口数、それから10立方メートルから30立方メートルまでの使用口数、30立方メートルから50立方メートルまでの使用口数、50立方メートルから80立方メートルまでの口数、それぞれ80立方メートル超えは何口というふうにこれが予定をしとるんか。ほいで、現状は先の現行で説明いただいて、改定しようとする料金についてはこういうふうになりますという説明を、最初に言っておきますが、その説明を最初にしてください。

それから、先ほど言いましたのは、いわゆる上水道管を布設を行うというときの建設工事が、いわゆる工事がありますね。その工事請負は経営に全部かかわっておるわけですわ。だから、それが高値落札になって、ほんで九十数%でみんなほとんどだと。ほいで、中には特定建設業と一般建設業、先にも聞きましたけども、投げてはいけないものを投げとるような、丸投げというんですよ。丸投げのことはここではっきり言いましたから、何回か言うとするわけですから。そういうようなことをさせても契約をしてきたところ、そのために全体としての資金繰りがしにくくなったと、それも影響しとらましようというて言うたんや。何ぼ影響しとんかと聞きたい。

それから、クリプトスポリジウムについても皆覚えとってのように1年ずらしたんです。1年ずらしたら2年ずらしてもええんちゃうかというて私ここで言ったんです。それほどのものですから、今年度になっとったって差し支えはないと。ただ、いわゆる先にも

説明がありましたように、この事業計画認可変更のときに、4次の変更のときにそれも入れとりましたと。そやけど、それは全体ですやん4次変更も。だから、それをいつやるかという問題は整理はつけようと思うたらつく、1年ずらしたんだから。そういう点で言ったりします。だから、結局選択は誤ると高い買い物をすることになる。それが、経営上にも支障を来すということになってるということ言ってるんです。

それから、東芝の水量、これは1つは工水、いわゆる揖保川第2というやつですわ。14円30銭の、揖保川第1は4円30銭やけども、非常に安い。ほいで、揖保川第2は14円30銭ということになるわけですけども、この揖保川第2から東芝に供給をすると、こういうふうになっていきよるときに、必ず工水が入りますと上水の使用を制限しますよと、こういうことを言い、そして県がどない言うとかと言うたら、いわゆる建設コスト的なものは見てもらわな困るんやと、もともとの固定費は見てもらわな困るんやと言うた。ほたら、東芝のことも私は言うたんです、前から。必要な場合は、やっぱり一定の大企業としての社会的な責任からも、基本料できちんとしたら案外とそれが固定費的なものを負担をいただくような形になる。だけど、料金を増やしていきますと、先ほど言いましたように揖保川第2の水を結局多くとって、上水を制限する、したくなりますわ、当たり前やん、経営者というたら。だから、それもここで前のときにも言いました。だけど、そういう問題点も今日あるわけで、そのこともあるわけですが、ほんまに予定しておった水需要がどれだけ減ったんやと。これ全然今明らかになされてませんわね。S E Dの問題で、帳じりが合うかなあとは言ってるけれども、何ぼを見越して次の拡張工事、あの立岡山上げたのも東芝のために上げたみたいなもんですよ、南配水池、第2次やから。そういう説明でした、当初から。だから、そういうようなことを含めて見たときに、町が東芝のために

いろいろやってきたことあるわけですから、だから今度の場合も水需要を何ぼ踏んだかによっても違ってくる。それに対しての取り扱い、直通の公費の問題もあります。

それから、県営水道については、先ほども言いましたように、固定費を云々言うてるわけですが、水を使う、使わないは、関係自治体の自己責任なんです。だから、その人口動態の見込み違い分まで、当初は太子町には供給してなかったんやからね、神谷ダムなんかをやり始めたときは。その後ですやん。県もそのときはやってないんやで。だから、そういうようなことを含めて、県が押しつけてくることについてもお断りをすると。今回また引き上げようとするのもお断りをすることと、東芝の水が少なくなればなるだけ一般家事用等に使える水源対策みたいなもんですわ、一方で、町は。だから、先ほど答弁があったように、もう要らんから極力減らしてくれ言うたけど、そういうふうには認めてくれなんだというようなことなんですけど、やはり県営水道の受けて、51万1,000トンというたら大きなお金、8,000万円超えるような金払いようわけやから、そらもう大変なことになって当たり前なんで、これはお断りしていくような姿勢に立たないと、より一層厳しいものを住民に押しつけよんと一緒です。そやかいに、その辺も経営が厳しい一つの要因でしょっていうて聞いたん。だから、徴収すべき料金も徴収せんと欠損金を出しとるじゃないですかと。この点も経営が厳しくなる要因でしようというて言うたんです。これは、今資料がないから委員会で説明させてくれというのは、そらやむを得んと。しかし、ほかのことについては、きちっと説明ができるわけ。

それと、内部留保資金が、先ほども62年に使いましたというようなことなんですけども、何ですか。ほんまに先ほど、何で先ほど聞いたか、減債元金の償還のときに崩すんですと言うたんでしょ。それ以外には利子ではつぶしまへんねやと。ちゃうで、これ。全

部、いろいろ減債っちゅうのはそういう意味では元金をつぶすときには当然なんですけども、高い利子で借りとする分もあるわけですから、これらも経営で圧迫するんやで。今の利子と計算し直したらどうなりますかね。現状借入れを起こすということになったときにどうなるかということも含めて、きちっと経営に責任を持つとったらこういうことにはならんだろうと、こういうふうに思いますのと、建設改良もここも10年近くも2億6,208万5,000円ずっと一緒ちゃいますかな。多分、そんなに動きもせんし、してますやろ、いや減債積立金もそない動いてませんのやで。だから、私が聞いとんのは、何でこれ置いとんかいなど、内部留保資金でこうなつと、ほいで聞いているわけです。これらはゆとりが現実にあるし、51億円余りは資本剰余金全体としては決算あるわけですからね。だから、そういう点で、もっと真剣に水道事業経営を行ってもらわんなら、住民に負担転嫁はしてもらったら困る。その点、再度説明してください。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） たくさんありますんで、また抜けてましたらちょっとご指摘願いたいと思います。

まず、口数、家事用、業務用、大口と、口数の件でございますけども、数で言いますとちょっと分からないんですけども。

（桜井公晴議員「現行の家事用何口で聞いとんやで」の声あり）

それは、ちょっと手許に資料がないんで。

（「休憩、休憩。資料がない、資料がない言うて」の声あり）

議長（北川嘉明） この際 いいですが、続けてください、続けてください。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

ちょっと資料が古いんですけども、18年。

（「おかしいやん」の声あり）

議長（北川嘉明） 静かにしてください。

続けてください。

経済建設部長（富岡慎一） 家事用でございます。この18年4月と5月の検針の家事用分です。4月分は5,256、5月分が5,603。ですから、これの数字がまた出入りがあって、変更する可能性はございます。それと業務用、これも18年4月と5月でございます。これも毎月検針があるかもしれませんが、一応業務用として18年4月に検針しとります分と5月分の検針数をお知らせいたします。

4月分としまして378口、件数、5月分としまして351、これは今言いましたように、休んでる、休んでるというか閉栓になっている分もありますし、毎月検針もあろうかと思えます。ですから、純粹に1件戸数という判定はちょっと違いますので、それだけ申し添えておきます。

それと大口でございますけども、私が聞いておりますのは、今現在1口、北からですか、とまってるというふうに聞いております。それとメーターは2つ工場へは入っておりますが、口としては1口扱いというふうには聞いておるんですけども。

（「それは違うわ、おかしい」の声あり）

その辺はそれで確認して、またご返事させていただきますたいと。委員会でご返事させていただきますたいと。

今現在2個です。

それと、今後の予定の10トンまで、30トンまでという口数については、これは手許にも、担当者が持ってるかどうかちょっと分かりませんが、私の手許には届いておりません。

議長（北川嘉明） 続けてください。

経済建設部長（富岡慎一） ですから、私の手許には届いてないということで、また帰りまして持っておれば、委員会の方で提出させていただきますたいというふうには考えとりません。

それと、工事の件でございますけども、この件につきましては先ほどもちょっと言いましたように、どの辺の率でとってるのかとい

うことも分かりませんし、妥当な金額というの私もちょっと分かりません。ですから、これが少なくとも高いのであれば、それはそれなりの影響を与えてるだろうということは想定できます。しかし、幾ら影響を与えてるのかということは、もともとの適正な価格といえますか、高いという差の範囲が分かりませんので、私の方からは何とも言うことではございません。

それと、1年老原水源地の完成をずらしたということでございますけども、これは多分ご存じやろうと思いますけども、用地の関係で、どうしても、小作だったと思うんですけども、その関係で取得が遅れたということ、15年度から着手してございましたんですけども、16年度末を目標にしておりましたんですけども、その分が遅れてきたと。本来であれば、16年度末に完成していたのではないかとこのふうには考えとります。

それから、東芝の料金を基本料、固定費として考えてはどうかということですが、これは私も考えんわけではないんですけども、やはりこれは過去からこういうふうな形で、そんな以前にも話があったかと思うんですけども、今の状態でいかにざるを得ないんじゃないかというふうには考えとります。

それと、S E Dの予測でございますけども、これは将来最大、日に3,000トンというような数字が出されております。ですから、これで試算してましたら、ざっと9,000万円前後の収入増になるのではないかとこのふうには考えておりました。ですから、何とか持ちこたえてくるのではないかと、そのときに試算再度し直したらいいのではないかとこのふうには考えとりました。

それとS E Dが、先ほども言いましたんですけども、多分18年度当初、春ごろに出てきて、そういう話が出てきたのではないかとこのことと、水量の打ち合わせができましたのが夏ごろだったというふうには覚えております。

それと、県水の水量の影響が多くあると。

これは確かに見ていただければ影響は多少あるというふうには考えております。しかしながら、当時の資料を見ますと、当時の総配水量が、平成に入りましてから総配水量が600万トンを超えております。ですから、この時点では水源が若干不足みではなかったかというふうには読めます。ですから、県水に入るべく申し込んで、やはり水源がやはり足りないというふうな状況の中では県水をとらざるを得ないだろうというふうには思います。それがそのまま現在も来ているわけなんですけども、当時やはり一番総配水量が多かったのは平成4年の640万トンを超えております。それから大体平成15年ごろまで600万トンを超えております。ですから、やはり当時とすれば自己水源もちょっと怖いのではないかといった状況の中から、県水もやはり安定した水を供給するために必要という判断の中でとられていたと、受水していたというふうには考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 減債基金と積立金の話

経済建設部長（富岡慎一） あ、積立金の話。申しわけありません。

積立金のこれまで余り使ってないというふうなことでございますけども、これまでのどういいますか、損益勘定留保資金の問題もあります。これの繰越分、当年度分という問題もございます。そういった中で、これまでやってきたのではないかと。ですから、積立金、建設改良積立金は別の形として動かすことができないんで投資もしやすいといった中でこれまで過年度分損益勘定留保資金と当年度分損益勘定留保資金で賄えるのであればということで、多分減債積立金及び建設改良積立金は使ってないのではないかとこのふうには考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） 14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 何で、担当者のところにそんな疑問は全く起きなかったんですかね。現

状、現行料金と改めて料金を設定する。23年までを見越して、23年度には実質黒字を確保すると。この中では水需要予測は0.38%を見込むと。0.38%はどっから出してきたんかね、0.38。それから、人件費は同じで、8名でかなり高い給与で計算しとると。それから、動力費も3%伸びるんやと。だから、薬品費も3年ごとに単価15%上がるんやて、どっから計算したんじゃいなというのは言うたでしょ、先にも。それは答えなかったんや。

ほいから、受水費は一応18年度と同量とすると。断らへなんだら同量になってまうがな。ほいで、減価償却は定額法でやると。その他の費用は想定分を算定というて。想定分を算定というて何じゃと。余りな形で値上げをしようとしとるから言よんですわ。それで、改定後の水量も10立方メートルまでが900円の口数はどのぐらいを見込み、10立方メートルからそれぞれ遞増になっていくもの、どれほど見込んでんかということがなかったら、計算も何もできへんでしょ。ほいで、どこに水需要が多く来ると見込んでんかによるんや。だから、そこが基礎になるようなことが、ほいで0.38%は見込んでりますというて、何をどっからとって数字やいなというようなことがあるから聞いとんです。それは、当然説明してもらわな困るわけです。

それから、契約に係ることが今の経営に影響したかどうかというたら、そら高かったら影響すらいな。安くいっとったらそんだけ違うんやから。当たり前の話を言よんや。高値落札になっとんやから。何回も言うてきとうし、うそも隠しも言やへん、ここで言うてることやから。それが影響したでしょと言うたら、そうです言うたらええんや。そうですよ。違ってないだろう。私はそう思う。

それから、クリプトも15、16の問題違う、1年ずらせたら、こういう代物やから今出てへんねや。だから、1年ずらせるんやったら、次でもよろしいやないかというて来たんや。そういうことを言うたんですよ。ずらし

とったら、紫外線照射もできるんや言うとんや。15年、16年の問題言うてんちゃうんや。そらそのときそうしなかったらどうにもならんということではないと。私はそう思うとんです。高いものつくったら、それはツケが回るということと言うとんです。

それで、東芝の工水が何ぼ入っとんかというのも計算せなんだあかんのやで。水需要に大きく影響すんやから。今言うたように、14円30銭の水が入るんやから。ほいで、一方で85円の水を買うたんでは間尺に合わんところがあるんです。だから、それと地下水も、ここも相当まだ揚水しとんや。当たり前のこっちゃ。安い水の方がええんや。投資した水使うんや。これももう普通のことなんや。それは、前のときも言いました。だから、工水が入ると、上水に影響しますよと。もう地下水も枯渇始めとうから、深井戸しかくみ上げられへんと、こういうような問題も出てきたんで、しかし全体としてはトリクロロエチレンの、くみ上げてくみ上げて浄化せなあかん物質の性格上、やっぱりくみ上げて空気に触れさせてなくしていくという上からもくみ上げると私は言いました。しかし、これも水需要に影響するんですわ、大口と言われるところの。だから、そういう問題があるので、今見込んでったのは3,000トンだというふうに言われてますけども、本当に工水と地下水をさらにくみ上げよると、これも見込みがそうはいかんということになったわけです。だから、その辺はしっかりと県が我々に言うてるんと同じことをやとらなんだら、ここが違うたら大きく違うということをおし言よんですわ。その辺のところが大企業は一遍やっぱりそういうお互いに責任を持ってくれるようにすべきでないかと。使用量に従った料金をいただきますよという話をすべきことやと私は思うと。

言うてることが分かってもらわないと、答弁がとんちんかんなさかいに、言よることをよう分かってもらわなあかん。それが、1つは影響してくるものを見込んでったかとい

うことになるんで、水需要予測もそれになってくるんや。だけど、明らかに今3,000トンにはパアになったということであり、工水の使用量が増えれば増えるほどまたそういう問題あるんです。だから、工水は今どれだけ使いよんかというのを承知した上でないと水需要予測は立てられへん。ほいで、地下水をこれから何ぼくみ上げる予定かということ进行调查しないと予測は立てられへん。コストに係るこっちゃでね、東芝側からしたら。どちら向いたって。どこともみんな生活のコストになるし、企業はいわゆる原価に係ってくるんですから、やっぱり真剣になるっていうのは当たり前のことなんで、その辺のところは押さえとんかということ。それも今回の見込み違いで影響してきとるというて聞いたんや。影響してないことではない。見込み違いましたというのは影響してんねん、経営に。そやから、それはそうです言うたらええんや。私は聞いたとおり、それも影響してますやろというて答えとったら、私2回も3回も立たんでもええんや。

それから、減債も建設改良も当初に聞きましたように、これはやっぱり留保資金やからね、留保資金は目的に使うんや。ほいで、それまでに損益勘定留保資金なんかで過年度、現年度、そらもうけとったからや、余りにも。こなせたからや。そやけど、これもやっぱり必要なときには使うということになっとうやつや。だから、最初に聞いた。ほいで、まだこれありますよと。ほいで、現年度も生んでくるわけや。それで、毎年決算していくわけやから、損益勘定留保資金でも損益勘定でも出てくるし、資本剰余金としても出てくるわけです。それらは相殺しながら経営をするんやがね。置いとくだけが能やないし、また必要なときには取り崩すという姿勢があっでいいん。

ほいで、金利の問題もありますわね、企業債。いつ借りたものがどうなってるかによって、今返済して今借りるということも必要なんやけど、そのこともやらないと、経営上

はあかんですよ。そこらを含めて説明をしていただきたいと。

県水ははっきり物言わないと、今度ひどいことやで、これ何ぼでもペナルティー科したるかというようなことになっとなやでね。福崎と太子町が一番大きく上げられる口やがな。だから、自治体は独立しとんやから、ちゃんと物言わな。

ほいで、水源が足りなかったんと違うかとおっしゃるけれども、新たな水源を掘ることを、掘ったり調達することを、調査をしたりすることは、県がブレーキかけたんやで。この本席でも何回もその論議ありましたやろ、新たな水源確保と。ほいで、水はどんどん使えと言わん。こちらの水をあんたら使わんかいというて規制をかましたんや、県が。だから、そんなこと許されへんのや、独立しとんや、それぞれ。要らんときは要らんのや。

だから、そういう今の六十何ぼやったかいな。協定時には水が不足ぎみでしたよと。62年かいね。そういう不足ぎみのときもありましたというような、あ、平成4年の640万トン、10年の600万トン超えやから、不足ぎみだったと違いますかとおっしゃいました。しかし、そういうときにも何回も何回も水源対策言ってるわけや。

太子の水は何で安いかわかるとしたら、くみ上げて滅菌して送っとなや。よろしいがな。皆さんには非常にえん。だから、そういう面では、暮らしにも貢献してきた水やから、やっぱり同じように低廉で安心して飲めるものを安定的に供給すると。これは水道事業として当たり前のことなんで、それらをやっていくということについての問題と、企業経営としては何ら、余りしんどい目でのうて何とかなるような会計でっしゃないかと、上げる必要もないなと言うとんですけど、いかがですか。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 私の方から3点ばかり回答をしたいと思います。

まず、東芝の工水と使用水の関係でござい

ますが、今東芝さんは余部のところから工水の送水管は引いていらっしゃるんですが、この水はそのままでは使えないと、水処理をしないと使用ができないということで、我々太子町の上水を工業用水としてご使用になっていらっしゃるところでございまして、今東芝さんが今回のSEDの関係でも、もし来るところで話をさせていただいたときも、町の上水を使用するという話で進めておったところでございまして、そうした関係上、そうした動向がございましたもので、とことんこの料金改定には辛抱していこうというところで今時ご無理をお願いしております。工水の関係はそういうことでございますので、当初から工水の使用というのはないということで、私どもは話を進めておったところでございます。

それから、クリプトの対策の関係です。この件につきましても、何度もこの席上で報告させていただいておりますが、私は早い遅いの関係じゃなくして、よくクリプトのクリプト菌が検出されなかったなど、逆によかったなというふうに思っております。いつもこの席上でも言わせていただいておりますが、その前提としての指標菌が数年検出もされておりました関係上、老原地先でこの対策工事を完成させたというところでございますので、その点をご理解お願いしたいと思いません。

それから、県水の関係でございますが、この件につきましては、私も当初からかかわっておりません。詳細には分かりませんが、私の聞き及んでおるところによりますと、たしか神谷ダムの建設、神谷、神谷と書いてたにと呼びますね。そのダムの建設に投資といいますが、姫路市さんもその当時は水が不足しておったということで、姫路市さんからの要請も多分にあったと。そこに我々太子町も加入、水が不足するということで加入をしたという経緯だということを知っております。その中で、やはりある程度の投資的費用、そうしたものは責任水量として分配され

たということで、現在に至ってると。

しかし、私どもも、今おっしゃってますように、地下水対応をさせていただいており、今のところは我々町内の水源で十分確保できておりますので、値上げについては極力、どういたしますか、今まではすべてお断りしてきたところでございますが、そうした経過もでございます。責任水量の取水を果たしてないというところでの話だろうと思います。また、最終的にはそうした話があるのではないかと、このように思いますが、逆に先ほど議員ご指摘のように、地下水の水源確保、どこにでもそれができるかということ、県の許可が今のところありません。そうした制限が加えられておりますので、地下水源を掘削することは現在では無理だということでございますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） それでは、まだ残ってありました分についてお答えいたします。

まず、ここの収益的収支計算書の中の分析といえますか説明でございますけども、まず給水収益につきましては、水道料金改定案の当初に出させてもらいました分に載っておりまして、実績によりまして0.38%の伸びというふうになっております。

それと、次の……

（桜井公晴議員「0.38%の根拠なっている基礎的数字を言ってくれと言うとんやで。0.38とは書いてある」の声あり）

ですから、過去の実績値からの予測でございます。

（桜井公晴議員「実績値やったら、新しい料金体系になっても、実績値に当てはめていってこないなりますという料金が出てくるわけやな、経営上の収益的収支にかかわる」の声あり）

議長（北川嘉明） もうやりとりよろしい

から。委員会であと細かい詰め……

（桜井公晴議員「いや、委員会じゃない。今聞つきょんや、私は。それで、それに何ぼ見込んだんか。そら答えてもらわな困る、ほんまに」の声あり）

議長（北川嘉明） 続けてください。

経済建設部長（富岡慎一） ですから、口数につきましては、委員会の方で提出させていただきたいと。

それと、今言いましたように、給水需要の予測としまして、過去の実績等から0.38%程度というふうに読んでおります。

それと、人件費につきましてはそのままでございますが、その他の営業収益ということで、その中には材料売却収益、手数料、他会計負担金、加入金、雑収益等がございます。基本的には、余り変更はないんでございますけども、材料収益も基本的には19年度と同等というふうに考えております。

その中で、他会計の負担金、これは下水道の事務委託、これにつきましては今後も伸びていくと、下水道の接続から検針手数料等が伸びていくということで、増えてきております。それでもって、加入金も19年から同じ金額ということで想定させていただいております。ですから、他会計からの負担金の変更ということで記載させていただいておりますとおりの金額となっております。

それと費用の方でございますけども、人件費につきましては書いてありますとおり、そのままでございます。

それから、動力費でございますけども、18年度実績を基準に各年度3%増というふうに見込んでおります。そういうことで計算いたしております。

それと、薬品費でございますけども、薬品費につきましては、3年ごとに5円の値上げを見込んだ中で計算いたしております。

（「5円」の声あり）

3年ごとに5円ですから、どういいますか、基準がちょっと、基準の数量がちょっとあれなんですけども。

薬品費。薬品費ですけども、要は薬品費のちょっとパックだと思うんですけども、パックの値段が上がるということで、3年ごとに5円値上げということで予測いたしております。

それと、委託料でございますが、委託料につきましては過去の実績に0.4%増を見込んでおります。その中で18年度の実績値が低いいため、17年度の実績値を採用といたしております。

それと、その他の費用でございますけども、その他の費用につきましては過去の実績、18年度実績を基準に3%の増を見込んでおります。その中で18年度には繰り延べ勘定償却という数字がございましたので、これを抜きまして、3%増という形で見込ませていただいております。

それと、減価償却はやはり収益的収支の右の欄にありますとおり北配水池の建設、償却に伴います分と吉福水源地でのクリプト対策のための高度浄化、高度処理の関係の費用を予定いたしております。

以上でございます。

済みません。

積立金の件でございますけども、これちょっと思い出したんですけども、これの補てん財源としてのつぶし方でございますけども、まず上の方の留保資金を先使いなさいというふうな決めはどうもあるようで、ですから必然的に下の方に残ってくると。

ということで、どうもそういうことでございます。ちょっと今思い出しましたので。

それと、企業債でございますけども、企業債につきましては基本的に国等の許可がなければ繰上償還はできないということになっております。ですから、特別のことが生じれば、これでもって元金償還のときに使えるといったふうなことでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

（嶋澤達也議員「手挙げてますねんやけど、議長」の声あり）

9 番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 いろいろと質問されてましたけど、どうも私では理解ができませんので、まず1番にお尋ねすることは、累積赤字が4年間の赤字が続いたということで1億3,000万円に達している。4年間でこれを赤字をならないようにどういう努力をされたのにもかかわらず1億3,000万円も達しているんですかという点、その点まず1点。

それから、まず県水の方が高い水でということ聞いておりますが、それを安く売るとことは当然赤字になるのは当たり前。だけど、その県水そのものをなぜ買わなければいけないかということと、それを買わなければ太子町の水が足らんのかどうか、今のやりとりありますけれど、本当に足らんのかどうか。

それから、西播磨企業団の水も、もうそれも購入できんのかどうか、量的に。西播磨のは半額でしょう、県水。安い水をもう買われへんのですか。それで、高いものを買って安く売るというのは、これはだれでもできますわな、当然赤字出てくるのは当たり前。それに対する赤字を、出ないような努力をされてるんですかということ。

それから、まず改定料金34.36%というように、一般家庭では26.67%として値上げをしますということですね。行財政審議会にこれを問い合わせたら、答申しました。行財政審議会のメンバーの方、水やりで困るとられるような方おいでですか。一般家庭の方が、金額に直したら、平均値からいったら何ぼお金負担せにゃあかんのですか。一般家庭でも26.というたら、約25%簡単にしても1,000円のものが1,250円になるということでしょう。じゃないのかな、僕の計算間違いかな。せやから、相当の値上げになるわけですよ。それを何で一度に、本当に赤字で将

来困るといふことであれば、一遍に値上げするということになしに、何らかの順次値上げしていくというような方法もあってもしかるべしだと思います。それで徐々に町民の方に理解をしていただくと。やっぱり一遍にぐっと上がったら、相当家計にも負担来ますからね。年寄り夫婦ならいざ知れず、若い夫婦で子供がある場合、水を使うのはもうすごいですね。

ところが、この太子町の住民の方は、水道代が安うて助かるわと、姫路市よりも太子町に来てよかったという声はもう皆聞いとられるでしょう。太子町の水はおいしいと、一昔前は冬でもぬくい水じゃったということがあったはずですよ。今、冬でも冷たいけど。それだけいい水を供給しておったにもかかわらず、そりゃ時代の流れでというようなことになったらそうかも分からんけど、それだけの企業努力を、昔というんかされてたわけですよ。それを、少なくとも人件費についても、本当にこんだけの人件費でええんかどうかっていう検討もされましたか。職員配置して、ああ、あっちやこっちというて、ほんで勤続年数によって給料何ぼという、その給料の体系で決めて出してると思うんですけど、本当に職員がそこに張りついて仕事をしなければ、もっと安い嘱託の人を雇うとか、いろんな面で方法があるかと思うんです、企業会計ですからね。企業会計である以上は、損はできないはずなんですよ。損がもう目に見えてますから値上げします、この薬品費にしても、3年前に単価今5円というておっしゃってましたけど、15%の値上げですよ。これ何で3年前に値上げしてもよろしいとか、購入するに当たってですよ、これをずっとそういう見込み自身がおかしいんじゃないですか。量を使うんだから市も安くしてくれというのは企業のあれですよ、仕入れの原則ですよ。何でもかんでも値上げ値上げやしてくるから、当然こっち値上げしますというたって、値上げに対し組み込みます、こんなもんだったら、何の努力もしてないということ

や。やっぱり物を買うのには、その時価というものや相場というものを検討して購入するというのが、これ世間の相場や。親方日の丸言われたって仕方がないんでしょう。

要するに一般家庭で値上げ、この数字を信じてですよ、26.67%値上げをするというたら相当大きな金額ですよ。それをどこからという根拠で26.何ぼになっていったんか、その根拠。でない、住民の方に僕らよう説明せん。町当局が水道料金今度上げます言うてきとんやと、いろいろと経費がかかるんで赤字らしいさかい仕方がないんやと言うて、まあ、辛抱してえなっちなことを町民の皆さんによう言わんわ。やっぱりそれはそれなりの相当な町民の方に理解できるような説明があってしかるべし。行財政審議会に答申して値上げしてもよろしいというような意見をいただいたから、適当な数字というようなことで値上げしますでは町民の方にどない言うて説明するんですか。

もう一遍言うときますけど、そう簡単に値上げしてもらうたら、町民の方に僕らよう説明せん。

議長（北川嘉明） 質疑を続けてください。

嶋澤達也議員 その点のことについて、まずなぜ赤字やということよね。赤字が累積どうのこうのと言うけど、赤字の出ないように、この5年間でも1億3,000万円の赤字を黙認してきたということは仕方ないけど、これをここまで出たというのは、出んような方策をとってなおかつ出たんですか。その努力の結果を、成果を説明してください。

それともう一つ、もう一点、もうその2点でええわ。26.67%を値上げするという理由、根拠、町民の方にどない説明してええんですか、教えてください。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 赤字にならない努力というのは、これは平素からやっているわけでございますけども、以前からの水道会計を見ていただければ、平成6年から赤字

に陥っております。それから、黒字になったり赤字になったりといったことで、平成9年から13年まで続けて単年度赤字になっております。それと、14年は黒字になっておりまして、その後すべて赤字となっております。

この中で一番大きいといいますのは、やはり下水道工事の面整備の工事によります資産減耗、いわゆる資産減耗といいまして、今ある財産を布設がえしたことによりまして財産がなくなるということで、資産減耗という形をとるわけですけども、これがやはり年度によってかなり変動しております。こういったことで、特に平成6年ごろから赤字の傾向になってきております。

ですから、人件費等その他の問題につきましては努力もしているわけなんですけども、減価償却につきましても、まだ割合安定した数字となっております。ですから、18年度につきましては、減価償却はやはり上からの関係で増えてきているのが現状でございます。

それと、26%の根拠、これはここの収益的収支の計算書、これでもって目標としました平成23年度に黒字にしたいと、累積黒字にしたいといったことの中で、こういう使用料単価を設定した中で割り戻して26ということになったと。ですから、企業関係では工場用では41%、それと業務用、業務用も使用する量の方がいろいろおられます。ですから、月50トンでは24.2%、月80トン使用される方で26%といったようなことで、やはり今回の改定につきましては、従来の用途別ではなしに累進制が反映しているんじゃないかということを考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 26.何%のそれは、何年度には黒字になるということを目標に町民に負担をさすということですか、もう一遍再度それ、そう理解というんかな、解釈してよろしいか。

それから、私は累積赤字の赤字になったり黒字になったり、年じゃあっとるけど、僕の尋ねてるのは、どういう努力をされましたかということです、赤字にならないようにね。少なくとも人件費は、こういうぐあいに節約しましたとか、それから面整備のあれのどうのこうので今おっしゃってましたけれど、あれ全部そのかわり先行投資になるでしょう、水道のあれ、パイプ皆変えたんでしょ。じゃないんですか、古い管のところでも新しい管を入れて、水道事業としては先行投資の部類に入ると思いますが、それについてお尋ねしますね。

それから、もう一つ聞き忘れてましたけど、家事用と業務用の区分が明確でないためと書いてありますね。じゃから一本化するんやと言うけど、今、何しよったんということになりますわ。業務用なら業務用、家庭用なら家庭用というてははっきりしとるでしょう、何で区別がつかへんのですか。そんなことあり得るんですか、契約は業務用で契約しとるでしょう、家庭用としてしとるでしょう、それ何で区別がつかんのですか。これ説明書きでもちょっと理解できませんけどね。そんだけ区分が明確でないというのは、ええかげんな事業をしとるんですか。そんなんもう明快に出てくるんじゃないんですか、その点について、3点だったかな。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 町民が26%を負担するのということなんですけども、料金改定をするのであれば、やはり町民の方及び水道を利用されてる方の負担は来るということでございます。

それと、管は先行投資、先行投資といいますが、従来の水道での先行投資といいますが、新設道路ができたときに、そのときに水道の流れをよくするために新規に埋設する場合、その場合のことを一般的に水道事業では先行投資といまして、負担金、加入金の上乗せとして余分の費用をいただいていたという経緯はございますが、今の水道管の先行

投資という意味は、基本的にはそういう意味も若干含んでおりますが、やはり下水道での意匠が支障になりますので、その移設だというのが大部分であるというふうには考えております。

それと、家事用と業務用の区別が判然としないということでございますけども、これは家の中にといいますか、事務所兼おうちという形態のところの間々あります。そういうところで、どちらの方で加入するかといったことございまして、その辺の問題で、少ない水量でも業務用の方も現実的にはおられます。当初はそういう意図ではなしに、やはり業務ということで、大口といいますが、かなりの水量利用者という想定をしてたんだと思うんですけども、現実的にはそういうふうにはなってきたいなかったといったことから、そういう表現を行っております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

嶋澤議員、申しわけないですけども、付託先の委員会で、あと質疑を続けてください。付託先の委員会で質疑を続けてください。じゃ、9番嶋澤達也議員。

（嶋澤達也議員「よろしい。もう議員の質問を拒否してんやから、制止されるようなことやからよろしい」の声あり）

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 いや、よろしいですよ。

（「言わなあかんで」の声あり）

言いましょうか。

締めてもうたら、時間もったいないがな。

今、部長、26.67%値上げを丸々値上げせなあかんのかと、何かの考えもないんかなということもさつきから尋ねとるわけですよ。一遍に丸々値上げすることは、町民が全部負担せにゃあかんのですかということ言うてるでしょう。もう細かく尋ねなんたら分かりませんか、3回の制限あるんですよ、僕は。こういう一番大事なことですからね、町民の

皆さんにどういうふうに値上げの説明するんですかということも尋ねとんですよ。

水道事業所がありとあらゆる努力をした、けれどもいろんな諸般の事情によって値上げをせざるを得ないという理由を明快に答えてくださいということが一番最初言ったでしょう。僕はどない言うて町民の方に説明するんですか、必ず問い合わせあるもん。水道事業所、町長が料金値上げすると言うて言うんが、しゃないがなというて言うんですか。水道事業所として値上げするのに、この赤字にしてもどういう努力をされたんですかということ、一生懸命仕事しよう職員の姿も僕知ってますよ。緊急の場合も知っとる。来る、あそこで水が噴き出しよう言うたら、慌ててもう一生懸命飛んで来てくれてる姿を見えます。それだけの努力はしてるんですけど、要するに議員として質問をしておかなければ、黙って座っとるわけにいかんのですよ。水道事業所の職員が一生懸命、何年も前から僕見えますよ、一生懸命してますよ。議員が視察に行く言うたら、その場所は慌てて草刈りもしてますやんか。ごっつい気遣うてまんがな。そういう姿勢は見えますよ。

だけど、この26.67%というこの数字、これは相当な大きな高額なんですよ。消費税でも、3%が5%でも値上げするとき大変だったでしょうが。その大変さは、国民感情として2%のことで政権を揺るがしますやんか。これ大変な数字ですよ、何も思われませんか。

だから、一般家庭の方が、水道料金が私とこで大体2,200円ぐらいですよ。一般家庭じゃないですけどね。ちゃんと業務用として入っとるはずなんですよ、あれ管によって違うんでしょう。うっかりしたら、もう3,000円も4,000円も払うときありますけれど、それが3,000円だったら大方4,000円になるでしょうが、大変な値上げですやん。ほいで、水道料金払わなんたらやね、やいやいやいやい言うてきますやないか。ほんで、片やあっちでよう集金もせんようなことやってますやん

か。堂々と町民の方に、26.67%値上げしますということをおっしゃる、言えますか。私は承服しかねます。

以上。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 26.67%、これは先ほど来説明いたしておりますとおり、S E Dとか、過去の10年前からの欠損金等の問題もありまして、こういう結果になった次第でございます。

そうした中で段階的というわけですが、そういうのも基本的にはないことではないんですけども、現在1億3,500万円の累積欠損ができております。本来こういう数字は、ある程度将来的見込みがなければ、ここまでの累積欠損ができるという問題ではないというふうには考えております。ですから、やはり先ほども言いましたように、23年度に黒字になるようにするためには、この当然26.67%アップという格好になるのかなと、その中でホームページとか広報等で十分PRしながら説明していきたいと、そういうふうには考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

再開は3時55分。

（休憩 午後3時44分）

(再開 午後3時55分)

議長(北川嘉明) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第11 認定第1号 平成18年度  
兵庫県太子町一般会計歳入  
歳出決算の認定について

日程第12 認定第2号 平成18年度  
兵庫県太子町国民健康保険  
特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第13 認定第3号 平成18年度  
兵庫県太子町介護保険特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第14 認定第4号 平成18年度  
兵庫県太子町老人保健特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第15 認定第5号 平成18年度  
兵庫県太子町墓園事業特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第16 認定第6号 平成18年度  
兵庫県太子町下水道事業特  
別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第17 認定第7号 平成18年度  
兵庫県太子町前処理場事業  
特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第18 認定第8号 平成18年度  
兵庫県太子町水道事業会計  
決算の認定について

議長(北川嘉明) 日程第11、認定第1号平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18、認定第8号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の認定第1号から認定第8号までについては、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから総括

質疑を行います。

質疑を通告されました議員に申し上げます。

質疑は一般質問席でお願いします。

質疑、答弁は一括で行い、簡潔、明快にお願いします。

また、今期定例会では時間制により総括質疑を行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、通告の順に発言を許します。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 12番。町の選管に、選挙で妨害や嫌がらせを受けた上田でございます。質問をいたします。ちょっと先に質問をしてしまいましたので、余りダブらないように少し質問の仕方を変えて質問したいと思います。質疑をいたしたいと思います。

地方分権により自立した地方自治を確立するために、太子町は合併をしない道を選びました。私は、特に市町は人間が生まれ育ち、価値観を形成するための生活基盤を提供するコミュニティーであるべきだと思います。しかし、今の太子町は、住民は好き勝手に文句を言う受益者であり、町政に積極的に参画して共同経営しようという意識、場合によっては自分たちも責任があるという認識がないように思います。それが社会コストを高くし、地域のコミュニティーを住みにくくし、郷土愛をなくしてしまう原因になっていると私は考えますが、町長はどう思われるかお尋ねいたします。

現在の町は、中央政府以上に分権型の社会であると同時に、権限がトップに集中する。ということは、町長に集中をしております。内閣総理大臣以上、大統領であると思いません。そのパワーは強大であり、よく新聞等では天の声と言われております。議員より役場の部課長の方が立場が強い、このため誇りある議員はいなくなってしまうように思います。この現実の上に立って、施政方針や決算会計について適正かつ効率的に執行されたか、今後改善すべき点についてあればお尋ね

いたします。1点です。

次に、歳入についてお尋ねします。

収入確保は十分に精査をし、徴収漏れや努力が不十分で収入が執行できなかったものはないかどうかが、お尋ねいたします。2点です。

次に、財産についてお尋ねします。

公有財産、物品、債権、基金、町の財産はここ5年間でどのような増減があったのか、これは通告しておりますとおり、調書を添付して説明を求めます。3点です。調書下さいね。

次に、公共サービスについて。

ここで言うところのサービスとは、辞典に書いてある意味のとおりサービスでありますので、意味については念のため共通認識を持っておきたいと思っておりますので、私の言うサービスはそういう辞書に書いてあるサービスの意味でございます。

分権型社会システムへの転換が進み、地方自治体、つまりここで言う太子町のことは、自己決定、自己責任において町政を推進すると町長は述べておられますが、一歩進んで町長ご自身、また職員自身も自己責任を負うべきではないかと考えますが、いかがでございますか。これで4点。

町税は、20年前を一度見てみたいと思う。20年というのは、ちょうど私が初めて議員になった年でございます。昭和61年度決算では、町民税は12億4,000万円、固定資産税は11億1,000万円、町税全体では約27億円であります。平成18年度決算と対してみますと、町税では13億円のプラス、しかも固定では7億円のプラスであります。昭和60年から70年程度にかけての、東芝の固定資産の現状を考慮に入れて今現在の東芝の固定資産、償却資産を勘案してみますと、この7億円という固定のプラスは、私はほとんどが住民にかかわってきたのではないかと考えますが、いかがでございますでしょうか。

他方、サービスについては明らかに悪くなっております。例えば使用料については、当

時昭和61年では使用料は、体育館、学校等では50万円です。使用料でも、保育園とか、それは違いますよ、保育所とかはね。幼稚園とか。その場所の使用料。これ50万円ですわ。平成18年では550万円になってますね。11倍になっとなです。一概に私はこれが悪いとは言いません。受益者負担というか、応分の負担をしていただくということは、私も前々から申し上げていたことですから、体育館の使用の電気代等については前々から徴収すべきやないかということは言っておりましたから、これがすべて悪いとは言いませんけれども、本当にこの住民サービスが、税金を取るほどサービスができたかどうかについてお尋ねいたします。

例えば、その町の文化水準のバロメーターの一つであると言われておる図書館について、その予算の内容をお尋ねしますが、これは教育長、余りにもひどい。20年前と比べると、先ほども言いましたけども、予算はほぼ同額ですけども、人口別で割ってみますと3分の2です。20年間に図書購入費が3分の2、人件費は1.4倍、どういう図書館運営をしとんのか。それで、こんな予算をだれが組んだか知らんけれども、私はこんな予算を組んだやつは、本とは漫画か週刊誌しか読んだことのないやつに違いないと思っております。そうじゃないんですよ。いかに図書館が大切であるかということ、これは一遍教育長に聞いてみまじょうか。お答えいただきたいと思っております。

といたしますのは、町長は施政方針の中で、図書館においては年々増加する中高年の皆様に大活字本の充実と関心の高い分野の充実、また子育て中の若い家族を支援するため、出産、育児関連の充実を図ると、こういって施政方針ではおっしゃっておるんですが、なぜ町長のおっしゃるとおりに、教育長は図書館に対応しなかったのかお尋ねをいたします。これは5点目。

最後に、行政運営について。

18年度決算はもちろん、過去の施策の失敗

が今日住民を苦しめているかということをお尋ねいたします。例えば過去の失敗というのは、前処理場、恐らく四、五十億円くらい使ったでしょう。オフコン、これも二、三十億円以上使ったでしょう。それから、あの電車庫。あの電車庫をつくったおかげで固定資産税がわずかばかり入りますけれども、太子町南北分断されてしまって、あれ大変ですよ。太子町の南は、線路から南は太子町でないみたいです。あの電車庫がなかったら、太子町は基本的にはもっと変わっておると思うんです。それから、文化ホール48億円、身分不相応ですわね。それから、上太田の自然公園、あれたしか4億円かけたと思うんですよ。4億円かけて草生やして、だれも行かへん。ああいうのを税金の無駄遣いと言うと思います。18年度にかかわっては高度浄水施設、これはまた委員会でやりますけれども、私は明らかにミスったと思います。が、その説明を求めます。6点です。

以上、質問は簡潔にしたつもりですが、答弁は行政情報の公開がまず住民参画の基本と町長おっしゃっておられますので、できるだけこの議会において情報の公開、議員に分かりやすい答弁、説明をお願いします。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） まず、冒頭にこれお願いしておきたいんですが、この総括質疑、また一般質問等々は通告制になっておると、私はこのように考えております。そうした中でやはり通告の内容が、今ご質問受けました点と大きく乖離している部分もあるんじゃないかと、このように思うところでございますので、そうした点は今後十分詳細にお願いしたいと、このように思います。

まず、住民との協働というところで、行政が主になってしまって町民は、住民の方はもう一つ逆に離れていってるんじゃないかというようなことがご指摘されたところでございますが、やはりこうした厳しい経済情勢、社会情勢の中での行政執行、難しい部分があるんじゃないかと、このように考えるところで

ございまして、右肩上がりの時代はこうしたぎくしゃくといいですか、大体要求事、要望事等々も組み入れられておったのではないかと、このように思いますが、やはり昨今何でもかんでもというところは難しゅうございます。そうした点、やはり話を進めながら、今私どもが実践いたしております出前講座等々、またこれは今のところは自治会長とのまちづくり懇話会でございますが、そうしたところでも話し合いの場をまた持っていきたいなど、このように思うところでございまして、そうした点は今後もやはり町民の皆さん方とともに行政展開を繰り広げていきたいなど、このように私は考えているところでございます。

もう一点、2点目は首長の関係で、首長がやはり主体になってるんじゃないかと。その中で効率的に行政執行されたのかということでございますが、私自身は一つ一つ行政を執行する中で、今大きなものは絶対に手がけるべきではないと。その中で町民の皆様が何を今要望されてるか、そういうところは的確に判断し、また逆にその中でも取捨選択し、ぜひやらないといけないこと等々は優先順位をつけていき、執行しなければならぬと、このように思っておるところでございまして、逆にこういうところは町民の皆さんに辛抱していただくというようなところは、私は逆に縮小していくべきではないかと、このように考えて、今行政執行をさせていただいておるところでございまして、私はそうした面では確実に前進はしているというふうに考えておるところでございます。

しかし、その反面やはり税等々、町民の皆様方から納めていただくものは当然その義務も果たしていただきたいなど、このように考えるところでございますし、公平性と申しますか、皆さんに滞納を少しでもなくしていただくように努力しているところでございます。これからは、そうした点々と、少しでも自己財源を確保するために努めていきたいと、このように考えております。

それから、3点目ですが、町税関係でございます。町税関係、この件については、やはり先ほども申し上げましたように、バブルが崩壊するまでは右肩上がり、どんどんと上がってきておりましたんですが、ここ数年落ち込んでいるというところがございます、今ご指摘を受けておりますとおり、税収も下がりぎみでございます。やはりこうした状況下において、この太子町で何ができるかといいますと、私は少しでもそうした中で町民の皆さんにご理解を得るために、説明等々はしっかりとやっていき、またご意見もちょうだいしていかなければならないと、このように考えるところでございます。

その中で、今おっしゃっております非効率な面があるのではないかとということで、前処理場、オフコンの問題、電車庫、文化ホール、自然公園、膜ろ過施設、高度浄水処理等々のことを言われましたんですが、私はその時点時点でこれは必要なものであったと、このように考えております。前処理場にいたしましても、当時は同対事業、その中で水質汚濁をクリアする中で行政対応でございました。オフコンにつきましても、当時では近隣でも早く電算化に取り組ませていただいたところでございますので、これは一つのその時期の対応であったと。また、電車庫につきましても、なるほど町は二分されております。しかし、当時この山陽本線が走る中での対応でございますし、今逆に上郡町の方からは、うちに来てもらっておった方がよくなというような声も聞かれております。そうした地域の経済、また通勤等々の効果は十分に果たしているのではないかと、このように思っております。

また、文化ホール、自然公園にいたしましても、当時の首長さん方も相当悩まれたと思います。私もこの文化ホールあたりから、ある程度の内容は把握いたしておるところでございますが、文化ホールにしましても、やはり住民の皆さんの文化の向上、またそこでの交流の場としての提供が町民の皆さんに楽し

んで利用していただければというようなところで、庁舎より先に手がけたというところでございます。

6点目のこの膜ろ過の水処理施設でございますが、この件につきましても、先ほどの浄水の関係議案の中でもお話をさせていただきましたんですが、逆に私が行政を預かる頭といたしまして、もし逆に、この間にクリプト菌が検出されればどうなっておるんだろうなということも考えます。処理の内容等々につきましては、時代を追って新しいいろいろな処理施設も出てこようと思います。そうしたところは、その時点でやはり考えるべきであろうと、このように思い、先に取り組みをさせていただいたところでございます。

また、この使用料関係の問題でございます。やはり議会からもご指摘をちょうだいいたしておりました。ある一定の方に偏り過ぎているのではないかとというようなこともご指摘を受け、やはりそうしたことのないように応分の受益者負担というところをご無理をお願いしたというところでございますが、これも大きくは行政の収入財源ということにはならないと、このように考えますが、そうした均衡化、皆さん方が公共の施設を利用しやすいようにというところでこうした決断をさせていただいたところでございます。

歳入面につきましては、もうこれはいつも申し上げております。住民税また個人町民税等々は、やはり5月の申告時期に申告の催促等もさせていただきながら、課税漏れ等はないように努めているところでございます。

また、法人、町民税につきましては、年度終了日の日から2カ月以内に提出義務がございますので、そうした申告漏れを防ぐために、各法人に対し、事業年度の終了後に申告書を送付いたしておるところでございます。

また、固定資産税等につきましては、法務局からの移動通知、これは家屋でございますが、そうしたものを、また建築確認申請等により増築や滅失している家屋等の確認、それから土地家屋ともに3年ごとに航空写真を比

較いたしまして課税をさせていただき、適正に処理しているところでございます。そうした中で歳入を少しでも確保するために、これは今年度からではございますが、県の滞納整理員も来ていただき、早くも3カ月が過ぎたというところでございます。滞納整理のノウハウ等々を職員も十分に吸収し、徴収率につきましても若干は私は上がってきてるというふうに思っております。今後そうしたところを不公平のないように、適正な執行に努めていきたいと、このように考えております。

それと、この5年間の財産の増減でございますが、平成14年度と今の18年度の決算を踏まえてでございますが、土地につきましては、14年度では64万9,007平方メートルでございますが、18年度では65万3,323平米というところになっており、これにつきましては総合公園の用地の増でございます。建物につきましては8万2,232平米、そして18年度では8万2,118平米ということで、逆に114平米の減でございます。この減につきましては、斑鳩小学校の北館の改築によります減少でございます。

また、公用車でございますが、14年度45台、18年度では33台というところで8台の減、これは財政課の方で一括管理というようなことにも着手し、その成果があらわれてるのではないかと、このように思います。

それから、債権でございますが、14年度894万3,000円、現在18年度の決算では667万1,000円、これは住宅改修の関係でだんだんと少なくなっているというところでございます。

基金関係、24億9,890万3,000円、18年度では22億798万6,000円ということになっております。これは、もう今の時世、こうした基金活用というところは有効に進めていかなければならないと、このように考えております。

水道関係につきましても、先ほど来出ておりますように固定資産の推移でございますが、14年度では69億7,501万364円、現在では18年度決算では89億8,516万6,905円というこ

とで、大きく増になってきております。3億2,080万8,933円の増というところで、これは先ほど来出ております老原浄水場の土地の購入、また施設建設、それから管の布設がえ等々の資産の推移でございます。

起債の推移といたしましては、9億1,226万8,627円、そして現在は12億3,307万7,560円というところになっており、この起債につきましても、やはり浄水場の施設の整備というところで増えているという現状でございます。そうした推移の中で、今後は的確に取り組みをさせていただきたいなと、このように考えております。

先ほど教育長の方というところでございますが、手許にもその図書館関係ではございますが資料をもらっております。先ほど来、厳しい内容のご質問でございますが、私どもはそういうことは考えたことはございません。そうしたところを配慮していこうというところで力を入れているところでございます。本庁の図書館、今までは県内、またこの近隣では優秀な図書館であるということが自負されておりましたんですが、やはり太子町にふさわしい図書館、また逆に不足する図書館関係につきましては、近隣の図書館等との交流で解決をつけていき、ご要望をお聞きして、そうした不足している分については取り寄せるというような対応もさせていただいておるところでございます。

先ほど大活字本の件でもご指摘があったところでございますが、この本につきましては出版点数も少数であるというふうに聞いております。その中で年2回程度、大体2回で60冊強の本を購入させていただいており、今のところ本年8月末では1,625冊の大活字本を所蔵しておるというところでございます。また、中高年に関心の高い年金、介護、絵画、書道、陶芸、またそれぞれの芸術等々の図書の充実につきましても力を入れているところでございまして、医学関連では、17年度で186冊、18年度では152冊、そして総数といったしましては17年度4,623冊、18年度4,103冊

というところで町民の皆さんにご利用を  
いただいております。これ  
からもそうした点、地道ではございますが、  
今の現状に合った対応はさせていただきたい  
と、このように考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 教育長に聞いたんやけど、  
やっぱり何ですか、図書館の本の種類とか  
運営にまでやっぱり町長が、天の声か、やっ  
ぱりな、僕は教育長の分野やと思うんやけど  
な、図書館は。ほで、やっぱり教育に携わっ  
とる者があれで、現状でいいのかどうかとい  
うのは私は問題やと思います。そりゃ、確か  
に町長おっしゃるとおり、今まで太子町へ視  
察に行くというたら図書館という言うぐら  
い、太子町の図書館はなるほど有名でしたけ  
ど、今は恥ずかしいですよ。もう近隣の図書  
館に負けてますわ。スペースといい、書棚か  
ら何からもう置くところないでしょう。ほい  
で、本がもう古い古い。うそや思うんなら、  
一遍書棚の小説のとこ見てもうたら分かるけ  
ども、もう10年もっと前の本ばかりや。こ  
っちの入り口のところに新刊は並んどるけん  
ね。だけど、一遍他町の図書館と比べてもら  
ったら、どんなかというのは一目瞭然分かり  
ます。狭いんです、とにかく。本探しよつた  
ら、ここ通るのに、ちょっとごめんなさい言  
わな通れんような図書館、もうこの近所にな  
いですよ。

もう一つは、移動図書館が廃止になっ  
とんです。何か車がディーゼルで使えんよ  
うになったからというて、そんなもん、あ  
のディーゼルが使えんようになるというの  
何年も前から分かつた話で、きのうやおと  
ついの話と違うんや。ほで、使えんよ  
うになったからというて、ほいでもう移動  
図書館廃止で、何かライトバンみたいなも  
んで300冊しか本が運べんちゅうな、そ  
んなこと言うとなんや。あのね、町長、  
公用車やめてタクシーに  
しなはれ。ほいで、その金で移動図書館  
しなはれ。それを町民サービス言うんです。  
自分

だけあんた公用車乗って、運転手つきで  
車で走ってやで、移動図書館予算がない、  
車ないさかいというてやめてしま  
うちゅうのは、こんなふざけた話あらへん。  
そう思われませんか。だれが考えた  
ってそうでしょう。タクシーで十分で  
っじゃないかいな。

それで、例えば文化ホールが必要や  
というておっしゃったけど、あれ48億  
円かかったん。土地別ですよ、建物  
だけで。ほしたら、もう10億円足  
しとつたら、庁舎と一緒にでき  
とつたんや。ほいで、盛んに言う  
たんですよ。庁舎と一緒にやつたら  
もう10億円、60億円かけたら  
できるやないかと。ほんなら、駐  
車場から何から全部一体に整備さ  
れてやね、そりゃ、僕はあのまま  
文化ホールだけつくったというの  
は、僕は今でも失敗や思うてま  
すよ。もうとうに庁舎一緒にでき  
とつたんやから。

だから、通告をどうこう言われま  
すけれども、私今言うたことは全  
部通告の中に入ってますからね。  
さらに不親切なのは、僕この資  
料もろってびっくりした。公有財  
産分かるようにしてくれるか言  
うたら、面積だけいうて。面積で  
何が分かるのや。太子町の財  
産何ぼあるかというたら、金ち  
ゃいまっか。いや、会社やつたら  
全部そうですよ。固定資産税  
払わんなんし全部評価に入って、  
きちっと値段入ってまんねん。  
何で役場だけ入れへんねや。  
おかしいやないか。

ほいで、水道のことも言うとき  
ますけど、これきょうの日経新聞  
の1面に、もう水道民営化、取  
水から給水まですべてやります  
というて、これどこがやるとる  
かというたら、電源開発。電源  
開発がそれを請け負いますとい  
うてやるとるわけです。もうこ  
の流れなんですよ。欧州では、  
もうほとんど水営は民営化  
ですな、ご存じのように。日本  
はまだ一部、ここに書いてある  
のは福岡県の大牟田市が、6,  
000世帯分はすべて取水から給  
水まで全部民営化になつとるら  
しいです。これ日本はここだけ  
らしいですけれど。

だから、余りにも世間狭いん  
違います。も

つと情報を広くとって、やれることはやるという姿勢で対応していただきたいと思います。もう答弁は求めませんが、ちょっと言っときますから、意見だけ聞かせていただきたいと思います。通告はしておりませんが、だから通告をしてないから、もうそれ答えへんとおっしゃるんなら、それで結構です。ただ、聞いておきます。

まず、太子町で急に改善してほしいところ、職員です、人。まず、親方日の丸の考えをたたき直してほしい。すごい給料取るとるが。僕が言うたように、太子町で給与所得者200万円以下が66%、1,000万円以上が0.7%、一遍職員皆さん懐勘定してみてください。月給違いますよ、言うときも。ボーナスも、手当も入れてですよ。一体自分の手取り、自分の手取りやない、自分の収入は一体何ばやと、私が今言うた、このどこへ当てはまるんやということを一遍よう調べてみてください。

その次に、1人が1つのことをしないように。今企業では、多能効果という大体1人3役ぐらいしよんです。私の会社も、便所掃除私がしますからね、トイレの掃除を。ほいで、専務は草引きやりますから。どんなに言うことないんですよ。それぐらいなことはやっぱりやるべきやと私は思います。

ほんで、もう一つは女性なんです。女性を登用するや何やといういろんなことをおっしゃるんやけど、職員採用のときに、これ僕はこのごろの女性というのはかなり成績はいいはずなんです。絶対そうやと思います。男性より、むしろ成績で言うたら女性の方がいいん違いますか。ところが採用されないね。で、女性のこれからの共生とかおっしゃるけれども、私は機会だけ言ったってあかんと思うんです。やっぱり結果が平等でなかったらいかん思うんです。だから、職員が、例えばですよ、そうはならんと思いますけれども、例えば200人おったら100人は女性と、こういう社会が結果が平等ということだと思えますんで、管理職を、ここの背中を押す女性上司

を増やせというて書いてある、こなん読みよったらなるほどなと、組織の活性化というのはやっぱりこういうところにあるんやなということがよく分かります。だから、ぜひ太子町もそういうふうに取り組んでいただきたいと思います。

これぐらいで質問は終わりますけれども、もし差し支えがなかったら防災グッズ、今ここにいらっしゃる方で、家に例えば水の備蓄、缶詰の備蓄、米の備蓄、いろんなことが防災の中であると思いますけれども、どんなふだんから防災に対する心構えをして、家にどれだけのものを備蓄されておりますか、もしされておられるんでしたらお聞かせいただきたいと思います。ないですか、ないようですのでやめます。

終わります。ありがとうございました。私は皆さんに対してありがとう言うたんやで、よう間違わんようにしてください。

議長（北川嘉明） 以上で12番上田富夫議員の総括質疑は終わりました。

間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長します。

次、2番清原良典議員。

清原良典議員 2番清原良典。通告に従いまして、総括質疑を行います。

まず、初めての補正予算審議並びに決算議会ということで、少々勉強させていただこうと努力をいたしました。やはり非常に難しいことに気がつきました。ターゲットの絞り方もわからぬまま今日に至ったわけですが、1という数字が、いわゆる1,000円ですね、この数字が大変興味深く残っております。1とか2とかですね、何の意味もないことは当然ないと思うのですが、初めての経験の者から言わせていただきましたら、数字マジックが行われているのかなあとの感覚です。いろいろと細工をして基金に回しているところもあるように思われますが、午前中の審議、答弁ともかぶるところがありますが、要は入って出るのでから歳入確保に努めなければ

ならない。いろいろな家庭事情等々があって滞納される方が当然おられ、当局もいろいろな努力もされていることも常任委員会等で説明されておりますが、徴収努力には今後とも精いっぱい取り組んでいただかねばならんのですが、もっともっと広い分野で忘れているものがあるのではなからうか、また漏れているものはなからうか、よく検討をしていただきたいと思います。

私なんか中身を見ましたところ、あの屋外看板なんか、まさか税収の対象になっていることなんか初めて知った次第です。となれば、新規店舗が開店されましたら、当然対象になられるわけです。今回手数料として、たしか63万6,500円記載されておりましたが、後日で結構ですので、内訳等を提出していただきたいと思います。

今、太子町においても厳しい財政状況の中で、限られた財源の効率的な配分を考慮してとのこととは思われますが、数々の課題がある中で町の職員また役場内の雰囲気は、一般町民感覚からまだまだかけ離れておられると思われれます。今これだけ冷え切った世の中において、税金アップ等の負担を強いられ、歯を食いしばって日々を送る町民をしり目に、給料が上がらないとか、残業がどうだこうだとか、不平不満を言う職員が数々いること、これ全部町民はよく知っておられます。公務員としての自覚の欠如、管理職の能力低下による民間との意識の差が原因であると思われれます。当局の答弁を聞いておっても、ありありと分かります。これは私も感じておったのですが、前回の傍聴者の方からの意見です。まずお伝えしときます。そして、限られた財源で最大の効果、そして町民へのサービスができますことを、あらゆる手段で再構築されてはと希望いたします。

さて、太子町において大きな歳入源とされてきました東芝さんの広大な土地なんですけど、せんだって首藤町長さんが大変よいニュースが入ったと住民の皆さんの前で述べられたと聞き、期待に胸を膨らませているんだと

いう話を耳にしたのですが、もしお披露目ができますれば、この場でお聞かせを願いたいと思います。

そして、予算執行の中において大きなウエートを占めてきた公共工事なんですけど、平成17年度でほぼ終わったとされる下水道工事、そして今決算に含まれるところの下水道工事跡舗装復旧工事が多く施工されておりますが、当然のことながら施工現場おのおのにおいて条件も違うし、突発的な事態等による変更の要素が多く含まれておりますが、増額にしろ、減額にしろ、根拠があつての変更であるのですから、変更内容が当然のごとく明確に記載されておるのか、ご答弁をお伺いいたします。そして、後日で結構ですので、各現場別に施工前と変更後の比較ができる資料を提出願います。

また、今期中においても、逮捕業者を含む不正業者が多額の工事を受注しております。常々私が言い続けております本町の財政負担の大きな要因の一因として言っても間違いのない粉飾財務諸表を虚偽申請し、不正に上位ランクの維持をし、多額な公共工事を受注している、またさせてきた現状を踏まえ、当局は関知しないというような返答であったと記憶をしますが、どのようなお考えなのかお伺いをいたします。

逮捕事件にまで至った福井大池の入札執行において、先日副町長は、入札は適正に行われていて、その逮捕された業者がとっていただけで、入札は適正であったと答えられたと記憶しますが、私は見識を疑います。当局側は工事金額を漏えいした罪、業者側はそれを強要し、聞き出した。さらには虚偽申請が発覚した。罪名は公正な入札を妨害した競争入札妨害事件であったのです。副町長がよく言われてます。詳細なことは新聞報道からしか知らないんだと、これ全部新聞にきちっと出とったわけです。公正な入札を妨害したと、それを適正な入札であったと断言すること自体が私は信じられません。

当局の方々は、我々のことを揚げ足取りと

かよく言われているようですが、だれが考えても間違っていること、つまり黒を白だなんて言うから揚げ足をとられるのと違いますか。いろいろな不祥事が報道されている中で、当町においても数々の不祥事が起きてきたことはぬぐえない事実です。公務員として、法令を熟知し、職務の遂行に当たるのが職員の本分であると当局は言われました。当然の常識です。

先日のお答えの中で、損害賠償請求においても、あんたらがせんかいな、住民監査請求して、受け付けなんだら裁判せんかいなと言われたことに対して、私は愕然としました。済んだ過去のことをがたがた言うなとも聞かされたのは、私だけでしょうか。隠ぺいについても、副町長はせせら笑いしながら、ないと答えられた。5月の町内業者の逮捕事件以来、総務委員会内での再三なる請求のもとにやっと出した書類、これによってやはり法令違反が証明されたわけです。これが隠ぺいじゃなくして何なのですか。それを、ただ単に職員のミスです、厳重に注意しましたでは済まされんと私は思います。

午前中の答弁において、財政課長が胸を張っておっしゃられました。日ごろの節約が大事、体力を蓄えることが私の仕事だとおっしゃった。言うこととすることが全然違いますやんか。私は事を荒立てまいとしておりましたが、何も正そうとしない現状で平気な顔をしておる、不正を隠そうとした職員もおりますやん。事を荒立てんといってくれ、そっとしといたってくれと、また言った議員もおるやないですか、それこそ不正と違いますか。公務員として、議員として、町民に奉仕する立場の者が、公務員の本分として不正を隠すことが本分であるのか、不正に目をつぶろうということは不正に加担することと同じことだと私は思います。今隠れておった不正が発覚し、また法令違反をしていると言われる事項については、公務員として即刻司直に告発するのが義務と思われませんが、お答えを願います。なぜ肅々と告発をせんのか、私は不思議

ではない。1,000円、2,000円を大事大事に生活されとる町民の血税を、うそで盗人されとんです。どうも私は、特定の業者にだけ特定の計らいをしているようにしか見えな。当局も迷惑をこうむっとるんですから、遅ればせながらも司直に告発すれば済むことと私は思います。

今、この場をちょっとおかりしまして当局にお願いをしときたいことがあるのですが、ある町民の方からの連絡で、現職の議員が、立場を利用してかどうかは分かりませんが、町当局の管理職の方を初めとし、物品を買ってもらっていたとのことが本当であるのか調べといてくれという問い合わせがありましたので、私はその方に返事をする必要もありますので、お調べを願います。私は、そのような行為が本当にあったのなら、正当な業務の執行に弊害があると思います。業者のツケで飲食もしておったとの話もあるわけです。罪になるならんの問題ではなく、我々太子町議員の倫理の問題、モラルの問題ですので、お願いをしときます。

以上です。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） お答えします。

まず、歳入面につきましては、先ほども申し上げましたとおり、我々すべての面で努力をさせていただいております。その中で、逆に名称を上げてご指摘願いました、恐らくこれ屋外広告の関係だろうと思います。これは手数料でございまして、看板の大きさ等々によって金額が変わるということで、手続の手数をいただいているという内容のものでございます。

一つ一つ申し上げればいいんですが、いろいろとございますので、またこれはもう決まっておりますんで……

（清原良典議員「それは、もう後日で結構です」の声あり）

はい、手数料条例で決まっておりますので、またご参考に願いたいと思います。

それから、工事の件でございしますが、私は

そういうことがあっては絶対にならないと、おっしゃるとおりでございます。我々公務員がそうした……。

(清原良典議員「いや、町長はもう東芝さんの土地のことだけで」の声あり)

議長(北川嘉明) 続けてください。

町長(首藤正弘) はい。

地方公務員法に完全に違反しているのであれば、それはその道に沿った罰則があてがわれて当然であろうと、このように考えております。この場でそういう細部にわたってどうかと、それが事実かどうかも分かりません、私にとってはね。議論するのがどうかと思いますので、またそうした面はお聞きさせていただきたいと思います。

それから、東芝さんの件でございます。いろいろな話はございます。しかし、それが実際に現実になるかどうか、安いものではございません。これは皆さんにちょっと報告したときも申し上げました。私が申し上げますと絶対に来るんだと、もうすぐにそのようにとられますんで、私が、そうじゃなくして、いろいろな今話が出てると、その中で明るいニュースもあるんだということでお伝えしたところでございますし、それが絶対に来るかどうかというようなことは全く今のところございません。しかし、私も本定例会、9月定例会が終了した段階で、また東芝本社の方に陳情にも行きたいなと、こんなふう考えておるところでございます。

以上です。

議長(北川嘉明) それだけ、答弁ない。

(清原良典議員「いや、あとの変更契約等」の声あり)

資料提出どうのこうの言うたやつ。

副町長。

副町長(八幡儀則) 工事金額の変更の根拠となる変更内容は正確に明記されているかということでございますが、土木工事では変更ということが、これは議員ご案内のように多くあります。これは地面の下を掘ることが

多く、目で見えないところがほとんどだと思いますか、そういうところから出てくることが考えられます。工事中には監督員と技術者が協議して変更には対応しておりますし、精算におきましては、竣工図面、出来方図面、数量、写真等を確認しながら計算をして変更しておりますので、正確に明記されているところでございます。

以上でございます。

議長(北川嘉明) 清原良典議員。

清原良典議員 ある町民の方から、この平成17年度に、今年度逮捕された業者が下水工事をやった上の舗装復旧工事、平成18年度にね、松尾地区の方ですわ。そのときに大きなやりかえをしまったという連絡が入ったんです。それで、特にその現場の変更内容ですね、それが今思い当たるところがあるのなら、今簡単にでも答えていただいたらええし、分からなければ後日教えていただきたい、そのように思います。

それと、先ほども申しましたように、私はもう前回からずっと言うんですけども、司直に告発するということは全然お考えではないんですか。

以上、2点お伺いします。

議長(北川嘉明) 町長。

町長(首藤正弘) 司直に告発という点でございますが、その確証ですね、事実を我々もはっきりつかまないと、どういうことで告発するか、今議員ご指摘されておりますような物品の授受とかいろいろなことが言われておりますが、それが本当かどうか私どもも全く把握いたしておりませんので……。

(清原良典議員「それ町長、勘違いしとってや。全然勘違いしとる」の声あり)

議長(北川嘉明) 続けてください。

町長(首藤正弘) だから、そうした件については、私は事実に基づいて告発なり、そういうものはしていかなければならないと、このように思います。逆に疑いの目をもってそういうことはできないと、このように考え

ます。

もう一点の業者の関係でございますが、業者と前助役の関係も言われました。その件につきましても、そしたら幾ら行政側が損害をこうむったのか、そこらの算出は、これは応札金額の天井を超してるという中での契約をしておれば、これは告発も可能でございますが、その範囲内での落札というところになりますと、幾らのそしたら損害があったか、なかなか損害賠償請求というのは難しいというところでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） もう一点の方の、18年度の舗装復旧での一部やりかえがあったという件でございますけども、これにつきましては、延長約50メートルちょっとだったというふうに覚えているんですけども、要は松尾の村ん中も道幅も狭く、どうしても場所によっては設計上は深く入れざるを得ないところが生じてきます。そうした中で、なるべく浅く入れるように指示した結果、浅くはなったんですけども、下水管の接続がちょっと足りなんだということで、それが見つかりまして、舗装復旧が終わるまでに対応せざるを得ないといったことから、それを対応したと。その中では、入れかえ及び水道管の仮設、本設といった内容でございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 いや、変更内容はいいんやけども、大事なのはその変更金額ですやんか。それも、まさか業者のミスをかぶったりしたらへんとは思いますが、だからその辺を後日で結構です、また見せていただきたいと思います。

それと、町長さん勘違いされとってんやけども、私が言うた物品とか何やというのは、町民の人が私に連絡してきて、議員の中で町当局の管理職の人とそういう売買があったと、だからそれに罪になるならんは別の話として、そんなことがええんかつちゅうことで

す。だから、それを管理職の人に一遍聞いてください。僕が、行為がええか悪いかは、余りええことはないと思う。

いやいや、後日で結構ですよ。おらなんだら、おらなんだで結構です、僕は全然知らんのやから。

それと、建設部長、後日松尾の今の件を初め、とにかく不正業者といわれる分の変更内容を一遍見せてもらえますか。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 私の方から、職員と議員さんとの関係おっしゃいますが、清原議員、もうちょっとこの場所を考えていただきたいと思います。ここでそういうことを聞いて、私自身も何が何か全く分かりません。

（「前にもあったぞ、こりゃ、そういう町の職員が訴えあってね」の声あり）

だけど、今ここでおっしゃられて、そしたら私が何を調査するんですか。

（「また後で言う言う」の声あり）

だから、そこら場所を十分考えて、これは本会議場の議事録に全部載る場なんですよ。そこで私が答えせよと言われても、調査せよと言われても、何を調査するんですかって言うしかしょうがないんですよ。

（「買うたことのある者おるかというて聞いたらええんや」の声あり）

それが、ここ、こういう場所で。

（「ここでは答えられんなら、後でもええ言よん」の声あり）

余りそないなことおっしゃらないでください。私も太子町の首長でございますんで……

（「首長やからやん」の声あり）

軽はずみな答弁はできません。そこら十分よろしく願いいたします。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 先ほどの件ですけども、やはりお見せするには、それなりの金が入っていて、歩掛かりとかいろんな面がやはり明示されるのは、本来的に芳しくないというふうには考えてます。ですから、そ

ういう金額の入ってない、要は単価等が……

(「見せたらええんや」の声あり)

単価等が限定されない範囲でということなら可能かなというふうには考えています。

以上です。

議長(北川嘉明) 清原良典議員。

清原良典議員 それで結構です。それで結構ですんで、また提出をお願いします。

それと、私が何を告発するんやというて町長おっしゃっとなやけども、これは仮に損害賠償請求等のことはもう後の問題としとしても、とにかくずっと私が言うとする虚偽申請業者やね、その業者を私は告発してくれと言うとんですわ。それは司直が入らんと証明は絶対出えへんのですわ。比較をするには、インターネットで出てくる経営審査事項はもうだれでもこれオープンでなっとるから出てくるんですわ、それは虚偽しとる書類です。ほんなら、それを比較しよう思うたら、税務署へ行かな本物があらへんのや。税務署はだれが行っても、これ出してもらえませぬ。司直が行って捜査したら対象、それで答えが出るわけですわ。それを私はお願いをしたいと。その虚偽をした業者が多額の工事をしとるわけですから、資格のない業者がうそをついて太子町の血税を盗んどるということを私は言うとんです。

以上。

議長(北川嘉明) 町長。

町長(首藤正弘) これなかなか難しい話だろうと思います。既にこの業者は経営審査の虚偽で逮捕されてる業者さんのことをおっしゃってるんですね。

(清原良典議員「いや、ほかの業者のことも言うとなや」の声あり)

だから、その件についても、恐らく清原議員もご承知だろうと思うんですが、その経営審査の虚偽の申請というのは、これは私どもではどうこうするという事はできないということをご承知だろうと思います。そしたら、今おっしゃってます、逆にその業者がやったからということで、逆に損害賠償なり何らか

の告発をせえということをおっしゃってるんだと思うんですが、そしたらその根拠というのは、その業者がしたからどうであったか、そこら十分把握しないと、これは告発といとなかなか難しい問題であろうと、このように思うところでございます。また弁護士さん等にも相談し、お伺いしますけども、ちょっとどうなるかというのはこの場では下げさせていたきたいと、このように思います。

以上です。

議長(北川嘉明) 清原良典議員。

清原良典議員 また2人で話しましょうか。

それで、いつももう同じ答弁でこれ終わってまうんで、もう町長わめかんといてくださいよ、もう気が弱いさかいに、泣いて帰りますで、わめいたら。

とにかく逮捕された業者は、当然もうみんな知っとなや。それをわしらは、もうわしの税金も使われとなや。だから、それに関して損害賠償請求をしてほしい、いや、しません、難しいとおっしゃっておられるんですけども、ほかにもおってんですわ、業者がね。特にもうようけ工事受注しとるやつら、もうほとんどですわ。さかい、それを証明するには、司直に入ってもらわんとぐあいが悪いと、私が今から警察官なるぐあいにもいきまへんので。そういうお願いをしとんですけどね。今後ともこれ何とか納得していただけるまで私も言い続けますけども、いつまでも同じことばかり言うてまっけど。ひとつよく検討していただいて、前向きに検討してください。

そういうことで、一応終わります。

議長(北川嘉明) 以上で2番清原良典議員の総括質疑は終わりました。

お諮りします。

本日の会議は議事の都合により、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決

定しました。

次の本会議は9月18日午前10時から再開します。

なお、9月18日の本会議は、改めて開催通

知はいたしませんのでご了承願います。

本日はこれで延会します。

ご苦労さまでした。

(延会 午後5時16分)